
平成24年 第4回（定例）由布市議会会議録（第4日）

平成24年12月11日（火曜日）

議事日程（第4号）

平成24年12月11日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第22号 専決処分の報告について
- 日程第3 報告第23号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第4 報告第24号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「平成24年度由布市一般会計補正予算（第4号）」
- 日程第6 議案第69号 水槽付き消防ポンプ自動車の購入について
- 日程第7 議案第70号 和解について
- 日程第8 議案第71号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第9 議案第72号 由布市市営雇用促進住宅条例の制定について
- 日程第10 議案第73号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第74号 由布市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第75号 由布市暴力団排除条例の一部改正について
- 日程第13 議案第76号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第77号 由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第78号 由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第79号 由布市下湯平共同温泉の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第80号 由布市自然体験学習施設「由布市ゆふの丘プラザ」の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第81号 市道路線（亀山1号線）の認定について
- 日程第19 議案第82号 市道路線（亀山2号線）の認定について
- 日程第20 議案第83号 市道路線（山平線）の認定について
- 日程第21 議案第84号 市道路線（高速側道1号線）の廃止について
- 日程第22 議案第85号 市道路線（高速側道1号線）の認定について
- 日程第23 議案第86号 市道路線（高速側道3号線）の廃止について

- 日程第24 議案第87号 市道路線（高速側道3号線）の認定について
- 日程第25 議案第88号 平成24年度由布市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第26 議案第89号 平成24年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第90号 平成24年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第91号 平成24年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第92号 平成24年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第22号 専決処分の報告について
- 日程第3 報告第23号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第4 報告第24号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「平成24年度由布市一般会計補正予算（第4号）」
- 日程第6 議案第69号 水槽付き消防ポンプ自動車の購入について
- 日程第7 議案第70号 和解について
- 日程第8 議案第71号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第9 議案第72号 由布市市営雇用促進住宅条例の制定について
- 日程第10 議案第73号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第74号 由布市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第75号 由布市暴力団排除条例の一部改正について
- 日程第13 議案第76号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第77号 由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第78号 由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第79号 由布市下湯平共同温泉の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第80号 由布市自然体験学習施設「由布市ゆふの丘プラザ」の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第81号 市道路線（亀山1号線）の認定について
- 日程第19 議案第82号 市道路線（亀山2号線）の認定について
- 日程第20 議案第83号 市道路線（山平線）の認定について
- 日程第21 議案第84号 市道路線（高速側道1号線）の廃止について

- 日程第22 議案第85号 市道路線（高速側道1号線）の認定について
 日程第23 議案第86号 市道路線（高速側道3号線）の廃止について
 日程第24 議案第87号 市道路線（高速側道3号線）の認定について
 日程第25 議案第88号 平成24年度由布市一般会計補正予算（第5号）
 日程第26 議案第89号 平成24年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 日程第27 議案第90号 平成24年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 日程第28 議案第91号 平成24年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第29 議案第92号 平成24年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）

出席議員（20名）

1番 鷺野 弘一君	2番 廣末 英徳君
3番 甲斐 裕一君	4番 長谷川建策君
5番 二ノ宮健治君	6番 小林華弥子君
7番 高橋 義孝君	8番 新井 一徳君
9番 佐藤 郁夫君	10番 佐藤 友信君
11番 溝口 泰章君	12番 西郡 均君
13番 渕野けさ子君	14番 太田 正美君
15番 佐藤 正君	16番 佐藤 人已君
17番 田中真理子君	18番 利光 直人君
20番 工藤 安雄君	21番 生野 征平君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

局長 秋吉 孝治君	書記 江藤 尚人君
書記 三重野鎌太郎君	書記 伊藤 裕乃君

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	首藤 奉文君	副市長 ……………	島津 義信君
総務部長 ……………	佐藤 式男君	総務課長 ……………	麻生 正義君

財政課長	梅尾 英俊君	総合政策課長	溝口 隆信君
人事職員課長	森山 金次君	契約管理課長	安部 悦三君
税務課長	生野 博文君	収納課長	衛藤 純司君
監査・選管事務局長	衛藤 公治君	会計管理者	佐藤 忠由君
産業建設部長	工藤 敏文君	建設課長	麻生 宗俊君
水道課長	秋吉 一郎君	都市・景観推進課長	柚野 武裕君
健康福祉事務所長	衛藤 義夫君	福祉対策課長	衛藤 哲雄君
子育て支援課長	小野 啓典君	小松寮長	一法師 恵樹君
健康増進課長	河野 尚登君	保険課長	田中 稔哉君
環境商工観光部長	相馬 尊重君	環境課長	生野 重雄君
商工観光課長	平井 俊文君	挾間振興局長	志柿 正蔵君
庄内振興局長	工藤 浩二君	湯布院振興局長	松本 文男君
湯布院地域振興課長	佐藤 眞二君	教育次長	森山 泰邦君
学校教育課長	江藤 実子君	社会教育課長	加藤 勝美君
スポーツ振興課長	生野 隆司君	消防長	大久保一彦君
消防本部総務課長	大久保 篤君	代表監査委員	土屋 誠司君

午前10時00分開議

○議長（生野 征平君） 皆さん、おはようございます。議員及び市長初め執行部各位には、本日もよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は20名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、各部長、関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

一般質問

○議長（生野 征平君） これより日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問・答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも、簡潔に、また節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許可します。

まず、12番、西郡均君の質問を許します。

西郡均議員の一般質問については、開会后、通告書の追加として、3項目についての通告書提

出がありました、そのうち2項目については、会議規則及び申し合わせ事項を逸脱しておりますので、議会運営委員会とも協議の上、議長として、質問を許可できません。したがって、西郡議員は許可した1項目議会の招集告示文についてのみ、質問をお願いいたします。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 追加の通告書を認められなかったのも、最初の通告書ですね、市長から判こいただいた。市長やなかった、議長から決裁いただいた。市長の挨拶、行政報告を聞いて気になること、2番目は市長の提案で気になること、3つ目その他の順で、今から一般質問をさせていただきます。日本共産党の西郡均です。

市長の行政報告の中で気になるのは、前回もそうだったんですけども、道州制について、市長は勉強しますということだったんですけども。今回、宮古島であった九州市長会の総会で、皆さんも御承知のように、沖縄県の市長会が新型輸送機オスプレイの配備撤回を求める決議案を出しました。新型オスプレイは、皆さん知ってるとおり、もう報道で御存じだと思います。ヘリコプターと飛行機が一緒になったやつね。それで、決定的な違い。飛行機やヘリコプターちゅうのはエンジンがとまっても動くことができるんよね。いわゆるグライダーの法則みたいなものがあるらしいんですけども、飛行機は当然翼がありますから、それで機能するんですけど、ヘリコプター、オートローテーション機能とかいうらしいんですがね。自動的に羽が回って、それに浮力が働いて急落下しないというようなヘリコプターの機能があるらしいんですけど、実はオスプレイには、それが無いらしいんですわ。それで、今までも相当事故があって、海兵隊そのものが、それは一般の所で使うのは危険だということで、御承知のように、アメリカ国内では、訓練は一切禁止です。なぜか、日本だけがそれを受け入れて、安全だということで、こともあろうに、この由布市も上空がイエロールートになってます。大分県の市長会であったことは、先般同僚議員が市長にお尋ねいたしました。そのときは、市長は情報を公開させるというふうに言ったんですけどね。だけど、きょう広瀬さんの記事が出てたですね、オスプレイに関して。申し入れはするけども、そういう反応はなさそうだという感触を出してます。事実そうです。防衛局も防衛省もそういう問い合わせに一切応じないという姿勢だそうです。だから、アメリカにも聞かないと。だから、それ、広瀬知事というんですかね、もうわかってるんで、そういうコメントになったんだというふうに思います。だから、これはもう撤回させるしかないにもかかわらず、九州市長会では、国の専管事項だから、そういうこと言うなんちゅう反対意見が出て、ついに「強制配備を容認できない」という文言だけに変えて、文面もオスプレイの、沖縄県への過重な基地負担の軽減を求める決議に変えられてしまったんですね。そういうことに対して、直接市長もそれにかかわって、行っていたと思うんですけども、市長自身の印象ですかね、どういうふうにそれを受けとめたのか。情報公開だけを求めてたんですけども、それに際して、それ以上のことをきちっとやるべきじゃないかというふうに私は思うんですけども、どうでしょうか。

もう一つは、先ほども言いましたように道州制への動きに対する市長会の動き、動向です。皆さん御承知のように、広瀬知事は九州地方知事会長で、広域行政機構で、国の出先機関を全部受け入れるという表明してますわね。九州市長会は、道州制のそのもの、九州府構想を打ち出しています。それについては1年前に市長に聞いたところなんですけども、その後、進展がありました。全国の市長会の中で、国の出先機関をなくすのはいかがなものかと。この由布市の市議会も、その反対決議を行いました。今はそういう時期じゃないと。大震災を受けて、整備局が一挙にあそこに集中してやって、あれだけのことができたじゃないかと。だからそういうことはおかしいんじゃないかということで、東北の市長会だけじゃなしに、福岡なんかも入ってますけども、全国的に市長さんがそういうのはおかしいと。だから、考えるべきだというふうな議論を市長会の場合でも、かなり意見が出たみたいです。だから、市長も勉強されてると思いますけども、それも含めて、その動きに対して、自分自身は勉強から一歩進んで、どういうふうな対応をするのかというのがあれば、教えていただきたいというふうに思います。

次に、市長の提案で気になることについてなんですけども、今回、大きな指定管理者の施設のことが幾つか出てます。青年の家じゃなかった、ゆふの丘プラザ、ほのぼのプラザ、湯布院の道の駅、もう一つ、何かあったね。ああいう大きな施設をやっぱ指定管理者によって、きちんと管理してもらおうと。市の行政にかわって行くわけですから、かなり厳しい基準があつて、私たちがもらった資料は膨大な資料なんですわね。あれをチェックするなんて、とても至難のわざなんですけども、いろんな議員が集まっていますから、それはそれなりにできるということは、前回も収支の決算書ですか、あれの見込なんかでも、かなり具体的な指摘もされていました。にもかかわらず、大きな委託をしてる金額があります。由布市には、6,000万円という委託工事が。委託工事やない。委託業務が。湯布院のごみ処理です。それも車もそのまま買い与えて、そして、ほとんど労賃だけだと思うんですけども、それがどういう基準で選ばれてるかちゅうのは、ほとんど私にもわからないんですよ。しかも、この間、ずっと同じ業者です。実はこれ環境衛生組合のときに皆さんに報告したんですけども、この間、その会社の方から、私のほうに訪問がありました。クリーン産業というんですかね。実際ゆうびの方なんですけども、90%そこが出資してるらしいんです。そして、ぜひ、環境衛生組合の業務も私たち民間に委託してほしいと。安くできるんだから、そのほうがいいじゃないかというふうに言われたことでした。実際そうなのかというのは、非常に気になるんですよ。実は、環境衛生組合も一部を民間に委託してるんです。野津原の地域の部分を。大分市の部分をですわね。そして、環境衛生組合は自前で庄内、挾間をやっています。由布市は合併して、この7年になりますけども、もう過ぎましたけれども、ずっと湯布院は合併協議でそういうふうになっているからという理由で、由布市は湯布院だけ、ごみ処理を民間委託にしています。合併協議で決まったら、そのとおりするかったら、そうじゃないんです

ね。いい例を出しますと、本庁舎に移行するとかいう問題については、もう市長当選したときから、本庁舎、本庁舎いうて、もう口癖みたいに言ってるんです。別に本庁舎を庄内にするたって、別に特別重みも何もありません。いつもの口癖がぼっと、庄内とつけ加えていただけの話で、別に大したことで何でもない。それに対して、住民が、住民がちゅうか、商工会館のことに關して、それは市長が勝手に言っただけだって言ったら、それに憤慨する議員がおるんですね。言語道断、残念だとか言ってから。ちょっと、これ言い過ぎだと思うんですよ。やっぱり市民がそういう意向を示したら、それに対して、どういうことなのかということを経験者が率直に聞くちゅう姿勢が重要だと思います。だから、新しい商工会の体制ができたなら、執行部に聞けちゅうんじゃないで、やっぱり議会が率先して、その人のたちの意見をきちっと聞いてあげることが重要だというふうに、私は思います。

話は横道にそれましたけども、合併協定で、こういうふうに決めたから、それを後生大事に続けなきゃいかんちゅうことは、本庁舎の問題を見ても、わかるとおりにんですよ。そういう点で言えば、湯布院の一般ごみの収集について、何で由布市内で、公共でやるものと民間でやるものと、二重の行政をやらなきゃいかんのか。私はそれが不思議でたまらんですよ。それについて、ぜひ、明快な答えをいただきたいというふうに思います。

さて、その他で気になることというのが、実は先般、大分市民オンブズマンの由布市の評価点について、ここで説明いたしました。そしたら、減点の対象になってたのが議会の交際費ですか、交際費と委員会。これが情報開示されてないということで、早速議運で取り上げていただけて、情報開示をすぐできるようになりました。さらに、今月5日の開会式のときには事務局長のほうから、情報開示だけじゃなくて、もうインターネットの由布市議会の中に交際費のことはもう乗せましたというふうに報告がありました。あとは、残ってるのは市の庁議報告なんですよ。これが由布市が回答がなくて、実際に庁議の報告書がつくられてるのかどうかちゅうことは疑問で、先般、佐藤郁夫議員のほうから、会場で総務部長に聞いたら、いや、それはつくられてるみたいなこと言ってましたけども、そういう開示をするのかどうかちゅうのは残されてるんで、報告してほしいというふうに思います。

ちなみに、オンブズマンが12月1日にニュースが来たんです。全国に配信されてますけども、残念なことに由布市のことが取り上げられてます。「由布市の工事が丸投げ」というタイトルなんです。

「由布市が公開した時松中央線のり面保護工事の下請契約金額は、元請契約金額と同額の88万円となっているので、違法な丸投げとなっている。しかも下請業者の主任技術者氏名が元請業者の代表者氏名と同じになっていた。その上、建退共証紙交付額の単純計算ミスも。そもそも市との契約金額800万円以上の工事について、下請報告書を提出することとされてい

る。88万円では提出する必要がない。本来市は、契約管理課、担当課、情報公開窓口の3課において、下請報告書の記載内容についてチェックし、その上で公開決定されるはずだ。これら3課が全くチェックしていなかったのだ。2度目の公開請求で、契約金額や技術者氏名が訂正され、3度目にやっと建退共証紙交付額が訂正された。由布市は、今回は100点満点で86点。県とともに、大分県で第2位の情報公開ランクされたが、その実態はお寒い限りである」

という記事です。

この記事は、会員の所に届くとともに、インターネットも通じて、全国に配信されるんですね。だから、そういう点で言えば、由布市のそういうお寒い限りのチェック体制ちゅうんか、見ても、何か、わけわからんで、そのまま出してしまうみたいなことがあったってことは、一部については、先般、この場でも言いましたけれども、その対応もなかなかきちっとされてないんじゃないかという、だから、こんな記事にされたんじゃないかというように思うんですけどね。ひとつ、町議報告のことだけでも結構ですから、具体的に、次のときにはきちっと提出するような用意があるのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

さて、その他で、冒頭議長が言いました議会の招集告示文についてです。皆さんも告示文手に持ってると思いますけども、議会を次のとおり招集すると書いて、日付があって、市長の署名があります。その下に時間と場所を書いているんですね。そんな文書おかしいというふうに言ったら、行政実例にあるんだから、これでいいんじゃないかというふうに、何か行政実例示して言われましてけれども、おかしいものはおかしいんです。環境衛生組合でも同じやり方をとってたんで、これはおかしいんじゃないかということと言ったら、いや、由布市と大分市と協議してから、それから改善するかどうかというふうに言うんですけども、肝心の由布市はここですから、そのことについて、きちっと教えていただきたい。ちなみに、由布市公告式条例では、公表を要するものについては、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならないとうたっています。末尾じゃないですよ。真ん中に市長は署名しています。ちなみに、前文とあるから、前文の末尾に署名して、後文があってもいいんじゃないかというのを、誰とは言いませんけども、副市長という人が言っていました。

ところで、前文ちゅうことはどういうことかということで、法規係にお尋ねをしました。総務のですね。そしたら前文というのは、前触れ文を略したもので、あらかじめ知らせる必要のある文章ということで、前文そのものが本文だそうです。さらに、つけ加える後文などというものはないというふうに説明していただきました。そういう状況ですから、これはきちっとすぐに改善できる話だというふうに思います。

余り再質問をしなくていいような答弁をお願いして、再質問は私の自席から行いたいと思いま

す。よろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） おはようございます。一般質問最後になりました。最後の日になりましたが、12番、西郡均議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど議長のお話にもありましたので、いろいろございますが、答弁は一つのみさせていただきます。

議会の招集告示についてであります。議会の招集告示文書は多くの市町村で行われている書式と同様の書式でもありまして、現在の書式で不都合はないと考えております。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 不都合はないって、（「マイクを」と呼ぶ者あり）ごめんなさいね。不都合はないって、あんた、公告式条例と矛盾しないかどうか。それはどうなんですか。担当部長でいいですよ。

○議長（生野 征平君） 総務課長。

○総務課長（麻生 正義君） 総務課長です。お答えいたします。

今の書式で問題ないと思っております。以上でございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 誰もそういうことは聞いちゃらん。矛盾はないかと聞きよんですよ。公告式条例では末尾に市長が署名するとなってる。「次のとおり」の「次」は本文の一部でしょうが。そんないい加減な答弁しないでください。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（佐藤 式男君） 大変済みません。総務部長です。

今の様式で、我々は不都合はないというふうに思ってるんですけども、そういう西郡議員の指摘もあれば、今後、ちょっと検討させていただきたいというふうに思ってます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） じゃあ、矛盾があるかどうか、わからんちゅうことですか。今のところは、検討しないと。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（佐藤 式男君） はい、そのとおりです。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） これは何を検討しなきゃいかんのか、わからんのですけどね。

要するに前文と書いてても、それが本文だというふうに言うわけですよ。前文というのは、そ

ういう意味だと。だったら、本文を上下に2つに分ける。下記のようにするとかいう書き方をしているなら、わかるんですけど、次のとおりだったら、次に書かなきゃいかんのですよ。書類は。みんな、そうでしょう。次のを、別のところに書いても、どうしようもないんですよ。考えなくてもわかるようなことを、持って回ったような、あんたが言うたから検討してあげるみたいな言い方、けしからんですよ。直ちに検討して、次、きちっとした回答出すようにしてください。お願いします。いいですか。

さて、再質問で、市長は、一旦は議長に配慮して、そういうふうにしたかもしれないけど、こっちはあらかじめ、こういうことを聞こうと思ったことが、どういうわけか、由布市議会が始まったときには、このスタイルだったんですね。要するに初日の翌日の正午まで出せばよかったんですよ。ところが、市長から、たびたび、それでは自分に不都合だから、的確な答弁ができないから、8日前、告示の前の日までにしてくれということ再三にわたって申し入れがあつて、当時の事務局長、何て言ったですかいね。二ノ宮健治とかいう人が議会事務局長だったんですけども、彼が来るやいなや、その問題を取り上げて、そうしてしまつたんですよ。市長の言うとおりに。議員ちゅうのは、市長が言われてるとおりにするちゅうのが仕事やないんですよ。市長がいろいろ言っても、市長、ほんなら、こういうふうにしたらどうですかとか言って中をとるのが仕事やのに、下請みたいなことしよる。そういう点でいえば、そのこと自体も問題なんですけども、今度の議会運営委員会になったら、湊野議会運営委員長になった途端に、通告の中身まで、いろいろ、とやかく言い出したんですね。（「はい、議長」と呼ぶ者あり）あれは言うてはいけない。これを言うてはいけないとか言って。人が一般質問しよんのに、「はい、議長」とかあるか。

○議長（生野 征平君） 西郡議員に申し上げます。

○議員（12番 西郡 均君） そういう点でいえば……。

○議長（生野 征平君） ただいまの発言を、許可した発言内容と異なりますので……。

○議員（12番 西郡 均君） 一般質問は制限することはできん、ちょっとまて。裁判でもやるちゅうつもりね。いろいろ呼んで、言うこと聞いてよ。

通告を1週間前にするちゅうのは、確かに昔ありました。合併したときに、挾間町は、通告した翌日にするというふうになってたんですよ。翌日ちゅうか、詳細説明をした後に、次の日の正午に通告を締め切ると。過去はよかったものを後退させるちゅうことをやるちゅうのが議会らしくないちゅうんですよ。（「議運でもう決まったことです」と呼ぶ者あり）別にあんたと討論しようとは思わん。（発言する者あり）何が。何。まだ、言いよる最中。

○議長（生野 征平君） 規則第62条に規定されておりますので、それに沿って、発言をお願いいたします。

○議員（12番 西郡 均君） だって、人が聞いたことを答えんちゅうんやけん、あんた、言

われんじゃね。

○議長（生野 征平君） 事前通告が第62号で決定しておりますので、それに従って、発言をお願いいたします。

○議員（12番 西郡 均君） いや、それに従って、その理由を言いよるだけの話や。何、はい。

○議長（生野 征平君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 副市長です。確かに合併前の挾間町議会では、詳細説明の後に一般質問の通告がございました。そのことによって、なかなか、やっぱり議論を深めるためには、こちら側にも一定の時間をいただきたいということで、現在に至っているというふうに思っております。今現在の西郡議員の通告にしましても、行政報告、提案理由の説明を聞いてということで、それから具体的なことを受けつけて処理をしております、そういう面では全く門前払いというような考えでは毛頭ございません。そのことに対するこちら側の答弁も十分用意できる時間がありますので。しかし、今回につきましては、その時間の経過後に出されたということで、こういう処理になったというふうに聞いておりますので、その点につきましては、お互いの信頼関係の中で申し合わせと申しますか、そういう慣行についてお互い尊重してやっついていかないと、こういった形になるおそれがありますので、私はそういうふうに思っております。十分御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 今話を聞いて、大体答弁の準備はできてたんだろうと思います。したがって、議長が、これをストップさせたから、答弁しないだけの話だったんだろうというふうに理解ができます。なぜかという、その通告8日前以降に起きたことなんですね。環境衛生組合での議論をもとにしてますから。そこでは十分話もしたし、何を考えなきゃならんかということもわかるわけですから、新たに、それを追加して出したって、別に当局が戸惑うようなことはないですよ。にもかかわらず、それを制限するなんてもってのほかですよ。取ってつけたようなことじゃなくって、その告示以降に起こったことを、さらに問題を深めようとしてやっているわけですから、別に答弁を軽視する内容でもなんでもないわけですよ。だから、一方的に、これはいい、あれは悪いなどといって、議運で制限すること自体が問題なんですよ。それはまさに議会の自殺行為です。

改めて聞きます。市長会のオスプレイの問題について、どうですか、市長。

○議長（生野 征平君） 市長、通告があったんですか。

○市長（首藤 奉文君） ありません。

○議長（生野 征平君） はい、市長。

○市長（首藤 奉文君） 先ほど副市長申しましたけれども、私どもは、議会運営委員会の中で、そういうふうな形で決められていると。そして私が事前に、議会開会のときにいろんな諸報告や提案理由を、それを聞いて、一般質問が出されるというふうに聞いておまして、今までもそうでありました。今回オスプレイの問題やら、それから今先ほど出されました工事とか、いろんな問題につきましても、そういう質問は上がってきておりませんでしたから、我々もその点については全く白紙状態で考えておりませんでした。そういうことで、もう少し考える内容をしっかり書いていただければ、私どもも書くことはできたと思いますけれども、こういう状況の中で突然そういうふうの中身を振られてくると、ちょっと正確な答弁ができにくいというふうに判断をしております。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） いや、ちなみに出しただけです。きのうも農村整備でT P Pを出したら、すぐ返事が来たんで、意外と市長は答え切るんじゃないかというふうに思って、例にして出しただけです。

いわゆる言っていることはわかります。早く通告書を出した人については、的確な答弁は用意できる。それは当然のことです。そこまでするべきですよ。そのために早く出すちゅうのはわかります。遅く出した人に、その的確な答弁ができないから、こういう答弁しかできませんちゅうのも、それもわかります。そうすればいだけの話なんですよ。野津原ではどういうふうに行ったかっていうと、1週間前に出した人の通告に対しては、答弁書を前日までにくれよったんですね。だから、再質問の準備をするというのが野津原町議会の議員のやり方でした。そういうふうに議会運営で先頭に頑張ったのが前の町長をしてた岡本議会運営委員長の時でした。だから、質問通告を早くしても、そういうやりとりをすれば、別に何も議会として、大いに次の準備をするということでメリットはあるんですけども、今のやり方ですと、一方的に議員は、もう全部自分のあれをさらけ出して、そして市長に準備だけをさせて、次の手については何も対応できないというふうになっています。過去のことだという話がさっきありましたけれども、大分県議会にしる、大分市議会にしる、開会して何日かたって通告の締め切りをします。もちろん、その間、考案日ちゅうのがかなり長くありますけれども、基本的に、全国的に、進んだところでは、そうしてます。おくれたところでは、残念ながら、こういうふうに1週間前に締め切りなんていうことを平気でやってます。ぜひ、そのことを議運で再度議論して、改善していただくようお願いして、私は、ちょっと時間が大分余りましたけれども、これ以上はやりません。ええ。抗議を申し上げて、一般質問を終わります。

○議長（生野 征平君） 以上で、12番、西郡均君の一般質問を終わります。

.....

○議長（生野 征平君） ここで暫時休憩します。再開は10時45分とします。

午前10時33分休憩

.....

午前10時44分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

次に、6番、小林華弥子さんの質問を許します。6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 6番、小林華弥子です。いよいよ、ことしの一般質問も最後になりました。（発言する者あり）入ってますか。入りました。

小林華弥子です。ことしの一般質問も最後になりまして、ことしは、紅白の大トリに小林幸子が大トリをとれないということなんで、由布市議会の大トリは小林がとらせていただきます。

先ほどちょっと、前の議員さんが予定時間よりも早く切り上げられたので、いろいろ、ごたごたありましたけれども、私も何回か一般質問ずっとさせていただいております。議員になってから、毎回必ず一般質問させていただいておりますが、私は、一般質問の場というのは幾つか機能があると思っております。私なりに一般質問というのは、もちろん議会に出された議案や、あるいは、今、市で課題になっている行政課題だとか、問題だとかについて議員がチェック、監視して、おかしいところを問いただすというような機能があること。それから、私としては議員の政策提言の場でもあるというふうにここは位置づけております。一方的に批判をしたり、チェックしたり、非難をするだけではなくて、具体的な政策提言をして、よりよい善政競争していく場というふうにも位置づけております。そして3つ目は、これは、議会と市長側の二元代表制の中での私は市政をめぐる自由討議の場だというふうに思っております。お互いに胸襟を開いて、市政について思い合うこと、考え方、市長の基本的な考え方みたいなことをたっぷりと議論ができる自由討議の場であればいいなというふうに思っております。もちろん、いろんなやり方についての規則は重要ですし、それを守ることも大切ですけども、なるべく自由にお互いのいろんな意見を言い合えるような、そういう一般質問ができるといいなと思っておりますので、ぜひ、当局も自分の思いを自由に言っていただければと思います。

また、私は、これは規則などにはないんですが、私の場合には反問権も受けつけておりますので、ぜひ、私の言ったことがおかしいとか、私に対して、何か聞き直したいというようなことがあれば、御発言の中で御自由に聞き返していただければありがたいなというふうに思っています。

それでは、通告に従いまして、大きく3つのことについて、質問をいたします。

1点目、由布市の観光基本方針と観光施策についてお伺いいたします。

「最も住み良い町こそ最も優れた観光地である」。これは旧湯布院町時代から、ずっと湯布院観光まちづくりの指針として掲げられている言葉です。この「最も住み良い町こそ最も優れた観

光地である」という考え方で、質の高い生活型観光まちづくりを行ってきました。こういう考え方をもとに由布市の観光施策についての方向性をお聞きいたします。

市として観光振興していくに当たっての観光宣伝や集客はどのようにすべきかとお考えでしょうか。

2点目、観光インフラの整備というのは、どのように取り組んでいるのでしょうか。これは過去にも、何回も一般質問で取り上げましたが、例えば、鉱泉源の保護、公共トイレの設置、あるいは公共案内看板、観光客に対するマップや地図情報の提供、あるいは観光客対応の駐車場のあり方、ワンストップ型総合観光情報センターの設置など、「マイク、マイクを」と呼ぶ者あり）はい、よろしいでしょうか。はい。

さまざまな観光インフラを整備していく必要があると過去にも何回か質問しましたが、その後、どのように取り組んでいるか、教えてください。

それから、世界基準の質の高い国際観光地づくりを目指すべきだと私は考えているんですが、そのための対策や取り組みというのは、どのように考えていらっしゃるか。

また、4点目に観光客の災害時の避難場所や災害時の避難誘導対策、あるいは観光客に向けての災害時の備蓄対策というのはどのように行っているのか、お伺いします。

さらに、特に由布市の観光重点施策として、環境や景観というものに、どのように取り組んでいくべきだとお考えなのか、考え方を質問します。

また、このようなことを取り組むためには財源が必要だと思いますが、こういう観光施策を振興するための財源確保をどのように考えていらっしゃるか、お聞きします。

大きな2点目、都市計画マスタープランの策定と各種まちづくり計画の実施について。

今、由布市の都市計画マスタープランが素案がもうでき上がって、あとは最終的に都市計画審議会にかけるだけというふうなところまで来ているというふうにお伺いしております。この都市マスに基づいた土地利用計画であるとか、公共施設の配置計画、あるいは交通総合計画や景観計画といった具体的な事業を進めるための計画と各種事業をどのようにリンクさせて実施していくのか。また、こういうことを進めるための都市計画や景観事業の推進体制はどのようにつくっていくおつもりなのか、お聞きします。

最後3点目、地域自治、地域審議会、地域振興局のあり方について、お伺いをいたします。何度も何度も取り上げている話ですけれども、もう一度、基本的な考え方をお尋ねいたします。

「地域自治を大切にしたい住みよさ日本一のまち」をうたう由布市が目指す地域自治って、どんなことを考えているのか。特に住民主体で進める地域自治のイメージ。そのための仕組みや制度づくりというのは、どういうふうにつくっているのでしょうか。地域自治の充実の推進のためには、地域審議会や地域振興局はどのように位置づけていくのか、お伺いをします。

再質問はここからさせていただきます。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 本議会の一般質問最後になりました。6番、小林華弥子議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、由布市の観光宣伝と集客についてお答えをします。

着地型の観光地を目指すため、湯布院地域を核として、由布川峡谷や男池・黒岳周辺を循環するルートを構築して、そして「滞在型・循環型の保養温泉地づくり」に取り組んでいるところであります。

次に、質の高い観光地づくりについてであります。ワンストップ型の総合観光情報センターへの取り組みを模索するとともに、景観に配慮した公共案内板等の整備を行うなど、観光基本計画や総合計画に基づいて、質の高い観光地を目指していかねばならないと考えております。

観光客に対する安全対策についてであります。災害が発生した場合には、観光客、旅行者についても市民の方々と同じ避難場所に誘導する計画になっております。特に湯布院地域では、由布院温泉観光協会、由布院温泉旅館組合、市との間で、災害の種類や災害の規模に応じた対応がとれるように協議を進めるとともに、大規模ホテル等の避難施設としての利用も協議を進めておるところであります。

災害時の備蓄につきましては、3庁舎に食料品や水などを備蓄するとともに、市内にある大型スーパーと「生活物資等の供給に関する協定」を結んでおります。

次に、環境・景観に対する考え方と取り組みについてであります。美しい自然環境や魅力ある景観は由布市のかけがえのない貴重な財産でありまして、良好な景観の保持に努めていかねばならないと、私も強く思っております。

観光施策のための財源確保につきましては、由布市の経済活性化に観光振興は重要な役割を担っていると考えておりますので、市の重点施策として位置づけ、予算配分を行っているところであります。

次に、都市計画マスタープランと諸計画の実施についてであります。都市計画マスタープランに基づく、関係機関の調整や庁内の推進体制の充実のために、庁内でのまちづくり検討会議を横断的な組織として設置をして、連携強化を図ってまいりたいと考えております。

また、都市計画の推進体制につきましては、まちづくりの実現に向けて、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と特性を生かしながら協力していけるように、各種組織等の代表者で構成される、まちづくりについての推進会議を設置して、連絡調整や情報交換の場としたいと考えております。

良好な景観づくりのために、景観審議会をまた設置をしていきたいと考えております。

次に、地域自治、地域審議会、地域振興局のあり方についてであります。由布市が目指す地域自治のあり方は、市民と議会と市が課題や意識を共有して、地域間の連携、協力のもとにお互いに力を出し合う中で、自分たちの地域を自分たちの力で守り育てていくことであると考えております。

地域自治充実・推進のための地域審議会や地域振興局の位置づけについてであります。地域審議会は合併協定によりまして、28年3月31日までとなっております。平成28年以降の地域審議会にかわる新しい形の仕組みづくりは、社会情勢を含めまして、十分注視をしながら検討していく必要があると、これまでも答弁してきたとおりでございます。

今後につきましては、第2次の総合計画策定に向けた議論の中で、自治区のあり方や自治組織の再編等も含めた制度そのものの見直しや行政と地域の新しい協働のあり方なども含めて検討していく必要があると考えております。

また、現在進めております本庁舎方式による振興局のあり方につきましては、振興局でできることは振興局でを基本として、機能を重視した振興局にしたいと考えております。

以上で、私からの答弁を終わります。

○議長（生野 征平君） 環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（相馬 尊重君） 環境商工観光部長です。私のほうから、観光インフラ整備についてお答えいたします。

まず、鉱泉源の保護でございますけども、温泉法は県の所管事務となっております。この温泉の保護につきましては、大分県が保護区域を設定するとともに、大分県温泉監視調査委員会を設置して、適宜調査・検証を行っております。湯布院地区においても、新規掘削を認めない特別保護地域、掘削距離規制のある保護地域が指定されており、無秩序な掘削が行われないように、鉱泉源の保護が行われております。

公共トイレにつきましては、昨年度、湯布院中央児童公園の屋外トイレの改修を行い観光交流者の利便性を図ってきたところですが、観光客の集中する地域等において、まだ公共施設が十分と言える状況とはなっておりません。関係機関と協議を行いながら、今後も対策を考えていきたいと思っております。

公共案内板につきましては、市長答弁でも申し上げましたとおり、観光基本計画や総合計画を基本として、関係機関と協議を行いながら、景観に配慮した公共案内板等の整備を随時行っているところでございます。

観光パンフレットや地図につきましては、観光者の利便性を図るため、随時、整備、改正を行いながら、情報発信を行っているところでございます。

駐車場対策につきましては、観光の中心部における自家用車などの渋滞対策は若干緩和できて

いるものと思われませんが、駐車場がふえ続けたことにより、新たな課題も危惧されていると思っております。

また駐車場法については、路外駐車場で自動車の駐車場の用に供する面積が500平方メートル以上のものについては、技術的な基準が設けられており、届け出が必要となっております。

ワンストップ型の総合情報センターにつきましては、由布市が国際的な観光都市、また、質の高い観光地として位置づけられるためにも必要不可欠なものというふうに認識しております。外国語に対応できる人材、滞在型のメニュー、市内全域の観光情報など、きめ細かな情報が集約できるセンターのあり方を今後検討・模索していかなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） ありがとうございます。それでは順次再質問です。

今の観光についてなんですが、この「最も住み良い町こそ最も優れた観光地である」。これ、由布院観光まちづくりの基本理念で、私は、これはもう非常に全国に誇れる基本理念だと思います。観光地観光地と言われますけれども、お客さんを呼び込む観光地をつくるよりも前に、まずは住んでいる人たちにとって、快適な住みやすいまちづくりをすること。住んでいる人がとても住みやすい町だと、快適な空間だと思えば、そこに訪れてくださるお客様にとっても快適な空間であるに違いないという考え方なんですよね。とにかく、お客さん最優先で、お客さんに対して、いらっしゃい、いらっしゃいをするんじゃなくて、まずは、しっかりと、そこに住んでいる人たちにとっての住みよいまちづくりをしていこう。これがひいては、結局はいい観光地をつくることになるんだという考え方。私は、これはすばらしい考え方で誇れると思います。これをぜひ、しっかり忘れないでいただきたい。由布市、由布院を中心とした由布市の観光施策というのは、何でもかんでも、いらっしゃいじゃないということですよね。釈迦に説法かもしれませんが、とにかくお客さん、がらがら呼び込んで、誰でもかれでも来てほしいというような観光地を目指しているわけでは決してない。ディズニーランドに行きたいような人まで、由布市に呼び込んで、ゆっくり旅館で滞在しろとか、のんびりお風呂に入れなんて言ったって、ディズニーランドに行きたいお客さんは満足しないわけですよ。そうではなくて、本当に由布市の時間や空間や景観を楽しみたいというお客さんに狙い撃ちをして、その人が楽しんでもらえるような、そういう環境づくりをすることが、実は一番大事な観光戦略なんだというふうには私は思うわけです。そういう意味では、何でもかんでも観光客を呼び込むような観光宣伝にあんまり走るべきではないというふうには私は思っています。

観光課が主催するいろんな事業の中でも優先順位というのがあると思うんですが、その観光宣伝については、今、市長のほうでは、滞在型というのを目指しているということなんですけれど

も、集客のあり方というのを少し考えていただきたいなというふうに思っています。私の考え方ばかり言ってもあれなんですけど、私がちょっととても尊敬す由布院の観光まちづくりのリーダーと言われる中谷健太郎さんの言葉で、この前、観光新聞に出てたんですけども、宣伝をするな。表現をしろというんですね。観光宣伝をするなど。観光宣伝というのは、いらっしゃい、いらっしゃいって、宣伝をする。そんなことはしなくていい。そうじゃなくて、由布院というのは、由布市というのは、こういうまちなんですよという表現をしろと言うんです。そういう表現をしたことによって、そういう所なら行ってみたいと思って来てくれることが結局は宣伝につながるんだと。それから、お客様満足度を追い求めるなというんですよね。今、いろんな所で、お客様満足度ナンバー1って、誇ってるところが多いんですが、お客様満足度っていうのは、お客さんが満足したかどうか、お客さんが決めることで、お客さんの価値判断におもねるなということなんです。そうではなくて、自分たちのまちはこういうことを大切にしている、こういうところに自信を持っていて、こういうものを提供したいと。自分の、お客様の満足度ではなくて、サービスを提供する側の提供者の満足度を高めろって言われてるんですね。私、この視点がすごく重要だと思います。経済が厳しくなれば、何でもかんでも、とにかくお客さんを呼び込もうとするような姿勢を改めて、今、もう一度、由布市の観光戦略は住みよいまちをつくることなんだというところにしっかりと基軸を据え直していただきたいと思っています。そのために必要なことという、宣伝やPRをすることよりも、そういう観光インフラをきちんと整備していくことだというふうに思って、この質問をさせていただきました。

幾つか具体的に部長からお答えをいただきましたので、ちょっと再確認なんですけど、公共トイレについては、児童公園の所を増設はしたけれども、それだけでは足りないというようなことを言われてました。これ実は、22年の9月議会のときに私が一般質問で取り上げて、観光関係者からもいっぱい要望が出て、公共トイレが足りない。新設をしてくれというような要望を出したら、その新設の必要性が認められると言いながら、結局、その後、児童公園のほうのトイレの増築、改築だけで終わってるんですね。そうではなくて、地元はあそこの場所に欲しいんじゃないかって、もうちょっと金鱗湖寄りといいますか、中心部の、もうちょっと民芸村のたて道のあたりですね。あそこら辺に公共トイレが欲しいと言っているんで、そういうトイレが欲しいというニーズに対して、児童公園の改修だけで、このニーズに応えたというの、私はちょっと違うんじゃないかなと思うんですが、そこら辺の認識はどういうふうに思ってるのでしょうか。ああいう場所にトイレが必要だと思ってるのでしょうか。

○議長（生野 征平君） 商工観光課長。

○商工観光課長（平井 俊文君） 商工観光課長でございます。お答えいたします。

先ほどの部長答弁で申しましたように、民芸村周辺については、まだまだ公共トイレの設置が

必要であるだろうと思っております。しかしながら、候補地の選定において、じゃあ、いざ、どこにするんだということになると、なかなか商店街が密集した地域でございますので、候補地の選定には至ってないのが現状でございます。引き続き候補地の選定に当たっては、関係機関と協議しながら、どこがいいんだということで計画を立てていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） ありがとうございます。その認識があるということ、確認させていただきたかったんです。地元からニーズが上がっていたのを、その児童公園を増設したからいいだろうではなくて、あそこをふやすことだけではないというところ、ぜひ今後、地元と話し合って検討していただきたいと思います。

駐車場については、これも去年の議会で取り上げて、駐車場が激増していると。地図を示してお示して御説明をしました。そのときに市長も当時の観光課長も、非常に、この駐車場激増の現状を警戒されていて、今も部長がふえ過ぎたことによって、新たな問題が発生しているというふうに言われております。この駐車場が激増してることに對しての何らかの対策を私は打つべきだと思うんですが、例えば、今、500平米以上の届け出、500平米以上の駐車場については届け出が必要ということなんですが、これを例えば、地域をエリアを区切って面積を小さくするとか、駐車場整備を一定の規制をかけるというような考えはないのかどうか。

それから、もう一つ、前回のときに、最後にちらっと言ったんですけど、例えば、駐車場税の導入ですね。駐車場税を導入することによって、ある一定の規制がかけられるんじゃないかというふうに思うんですが、そういうようなことは、検討はされていないでしょうか。

○議長（生野 征平君） 環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（相馬 尊重君） お答えいたします。

駐車場の規制につきましては、現下の法律では、なかなか難しいようになってるんですけども、それを市の条例なりで新たにそれ以上の規制をかけるかということになると、ほかの法令との整合性とか、そういったものを十分検討した上でないと、現時点では、なかなか難しいのが現状だというふうに認識しております。

駐車場税につきましては、他の市町村で取ってる例もございます。そういった例を見ますと、税の公平性とか、そういったものとか、駐車場を経営する人だけにそういった税を負担させるのはおかしいとか、そういった問題もございます。その辺は十分検討した上でないと、今、直ちにとすることは難しく、関係機関、そういったものと十分協議した上でないと難しいというふうに今は考えております。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 難しいこと、いろいろあるんですけど、その方向でやるかどうかですよね。私、これ言ってるのは、実は、いきなり取ってつけて言ってるのではなくて、これは合併前から、湯布院町では交通総合実験をやって、その後、交通総合計画、くらしのみちゾーン事業をつくって、それについて、由布院の中心部の駐車場のあり方については、一つの方針が出てるんですね。基本的には、盆地内に車は乗り入れ、なるべくさせない。周辺部に道の駅とか、南由布とか、駅の裏の周辺部とかに、そこに車をとめさせて、盆地の中には、なるべく車を入れさせない。そのかわり、公共交通機関を整備したり、それから歩いたり、レンタサイクルを提供したり、車にかわる交通手段を整備することによって、一体的になるべく中に車を、観光客の車を乗り入れさせないようにしよう。で、実験では、部分的には、場所を区切って車両進入禁止みたいなことも検討できないかというようなことをやった後、基本的にはあんまり中に車を、観光客の車を入れさせないような方針で行きたいというのが出てるんですね。そういう方針が出ていながら、何も対策打てなくて、今、見る見るうちに、駐車場、コインパーキングみたいなのがどんどんできてしまってるんですね。しっかり、その方針がまだ生きているのであれば、駐車場に対する何らかの制限をかけるというような方策を私はとるべきだと思います。今、部長が言われたように、法的な制約いろいろあるんでしょうけれども、ぜひ、そこら辺研究していただいて、例えば、届け出の義務であれば、法的制約というようなこと、規制ではないので、届け出をしてくださいと。500平米以上、駐車場つくるなどと言ってんじゃないんだけど、つくるときには届け出をしてくださいという法的な行為ですので、それを例えば、300平米にするとかですね。そういうようなことが可能ではないかなと思ってます。駐車場税も税の不公平感をどういうふうクリアできるかというところで検討すれば、やっているところもあるので、事業所に課税するというよりは利用者から払ってもらうようなシステムに変えていく。やり方、いろいろあると思うんで、どっちにしても、そういうことを検討していく方向にあるかどうかという、検討や研究をするつもりがあるかどうかというのを確認をしたいんですけども。

○議長（生野 征平君） 商工観光課長。

○商工観光課長（平井 俊文君） 新たな税のことをございますけども、そういったのは引き続き研究をしていきたいと思えます。新しい税ということをございますので、なかなか私どもの課としては言いにくい部分がありますので、担当、関係各課と協議して、税を取っていくのがいいのかどうかということについては、今後、さらに協議をさせていただきたいと思えます。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） ぜひ、前向きにやってみていただきたいと思えます。

あと、公共案内看板についても、前回は同じような答えをいただいたんですが、前回のときに、私、ちょっと紹介したのが、今、由布院地域でやってる、通り名看板プロジェクトというやつで

すね。商店が個別に、自分の名前の店の名前が書いてある看板を個別にばらばら立てるんじゃなくて、通り名、何々通りの何番という通りの名前と距離が示される番号を公共的に整備することによって、個別看板を減らしていけると。しかも、住所表記。例えば、由布市湯布院町川上何番地の何とかって住所表記されても観光客にはよくわからない。それが何々通りのAの50番目とかっていうことであれば、行けば、すぐそこがわかるというような、とっても画期的なシステムがあって、これを実験的に今由布院地域が導入してるということを前回御紹介をしました。そのときに当時の観光課長ですかね、ここの取り組みには、官民協働で観光課も地域振興局も入って一緒にやってるんだというふうに説明をいただきました。今、これが大分整備をされているので、今後はこういうシステムを浸透させて行ったり、あるいは、マップ情報と連動させていったりとか、あるいは、こういう看板を維持管理して老朽化したものを取りかえていったり、あるいは、もうちょっと必要な所に増設していったりする作業が必要だと思うんです。とりあえず、つけるところまでは、国の助成金もらって、実験的にやってるんですけど、今後の継続的な維持管理がぜひ必要と思うんですが、ここは、私は公共的な意味合いが強いので、ぜひ、行政側が主体的に、これをやっていくべきではないかなと思うんですが、今後、この通り名プロジェクトについて、つけた標識の維持管理や更新みたいなことを行政が主体的に取り組んでいってほしいなと思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（生野 征平君） 商工観光課長。

○商工観光課長（平井 俊文君） 商工観光課長でございます。お答えいたします。

通り名で表記するプロジェクトというのは、議員さん言われたように、商工観光課の職員と地域振興課の職員が参加しております。乱立する看板の抑制というのにつながってくると思いますので、引き続き行政としても積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 積極的に行政として取り組んでください。それで、これ、もう一民間業者がやるような仕事ではなくて、公共的な看板になりますので、ぜひ、観光課なのか、都市・景観課なのか、建設課なのか、わからないですが、行政側がこれを管理運営していくことをぜひ来年度以降やっていただきたいというふうに思います。費用もそんなにかかる話ではないです。もう今、既に取りつける費用は国の助成金もらってやってますので、あとは簡単に維持管理とか、更新とかっていう程度ですので、そんなに費用かかる話ではないから、来年度から、ぜひ、行政主体で、これを管理していただければと思うんです。

こういう観光インフラを整備することによって、質の高い国際観光地を私は目指していくべきだというふうに思っています。その質の高い国際観光地というのは、さっき言ったように、いろ

いろ、どんどん、お客さんを呼び込むのではなくて、要するに、量よりも質を高めるという観光地のあり方ではないかなと思うんです。それも日本国内で人気のある温泉地だっていうレベルではなく、私は、由布市が目指す観光地のあり方っていうのは、国際基準に照らしても超一流の国際観光地を目指すべきではないかなというふうに思ってるんです。超一流の国際観光地というと、いろんな所がありますけど、例えば、市長は、世界で人気のある、あるいは行ってみたい国際的な観光地というと、どんな所を思い浮かべますか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） スイスのツェルマツトあたりに行ってみたくと。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） そうですね、私も行ったことないですけど、スイスのツェルマツトとか、憧れですよ。ツェルマツトって言われると想像できるのは、マッターホルンやアルプスの壮大で美しい自然とか、あるいは、あそこの町々の美しい町並みとかをぱっと想像できるんですけど、国際的な観光地、いろいろあります。ローマとか、フィレンツェとか、あるいはバリ島とか、プーケットとか、そういうところのイメージっていうのは、非常にこう有名っていうだけではなくて、質が高い。世界中どこから来ても、お客さんが、どんなお客さんが来ても、ある一定水準のものをきちんと装備している。こういう世界のそうそうたる国際観光地に肩を並べられるように、私は由布市は目指すべきだと思ってるんです。由布市は、私、それができると思ってるんですね。日本の中の九州の中の大分っていう所の由布院でなんて説明しなくても、世界の中で由布シティって言えば、ぱっとイメージが浮かぶような、そういう国際観光地をぜひ目指していただきたいと思います。市長、そこら辺のイメージ、どうでしょうか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 先ほど中谷健太郎さんの話が出まして、宣伝をするなど、表現をしろとか、満足度を求めるなどかいうようなことでありましたが、私自身もそういう外面をするのではなくて、人間でもそうです。私はこういう能力がありますよとか、私はこれだけ美人ですよとか、そういうものをひけらかすことは、その人を本当に信頼される、あるいはいいなと思っていただけることになるかという、そうはならない。やっぱり、人からほれられる人になる。それは景観等々、観光でも同じ。私はそういう地域をつくっていくべきだと言ってる。ほれられるというのは、先ほど言ったように、自分たちがほれてなけりゃ、人からほれられるわけがない。そういうことを精査していくことによって、世界に誇れるような、日本に誇れるような地域ができるというふうに私は思います。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 自信を持てば、私、本当に世界に胸を張れる国際観光地になると

思います。そういう考え方のもとに、基軸はそこに置いた後、具体的にそれを進めるために、やっぱり最低限整備しなければいけないものって、やっぱりあると思うんです。例えば、最低限の外国語対応ですね。前、インバウンドについて質問しましたがけれども、国際標準語である英語で最低限のことは案内できるような外国語対応とか、あるいは世界中から来たお客さんが具合悪くなったときの医療機関の対応ですね。外国人に対して、言葉が通じなくて医療機関にかかれなかったなんてことがありますけども、世界のいろんな観光地では、きちんと医療機関が観光客に対してもサービスを徹底させています。あるいは、情報発信、ホームページだとか、インターネットで、きちんと情報発信ができること。それから、実際に来てみたときに、さっき、今後必要だというふうに言われたので再質問避けますけど、ワンストップ型の情報センター。まず、そこに行けば、このまちの観光情報が全部手に入ると。しっかりと手に入るというワンストップ型の情報センターといったような標準装備として、最低限整備しなければいけない観光インフラっていうのがきちんとあると思うんです。そういうときに照らして、質の高い国際観光地を目指すということが重要だというふうに思います。

私は、そうは言っても、由布市独自で、由布院を中心とした由布市独自の質の高い観光地になるためのキーワード、テーマがあると思います。それは何より環境と景観、それから交通、安全、環境がよくて、景観がよくて、交通がしっかりしていて、そして安全である。治安がよくて安心感がある。このことをしっかり守れる地域をつくるということが、私は非常に由布市の観光が目指すべきポイントだというふうに思っています。そのためには、高齢者や外国人対応するとか、滞在型プログラムつくるとか。あと、もう一つ、安心という意味では、健康とか、保養といったテーマ、あるいは食の安全という意味では、地産地消を進めるといったテーマ。こういうキーワードをもとに、地域づくりをしていくということが必要ではないかなと思います。釈迦に説法のようなこと何回も言いますがけれども、なぜ、あえて、私が今回これを言うかということ、そういう志の高い観光理念をしっかりと行政が私は持ってほしい。ともすると、今まで、先ほど中谷健太郎さんの言葉を紹介しましたが、今まで由布院を中心とする観光まちづくりは、えてして、民間の人たちが頑張って、民間の自助努力でやってきたところがあります。割と民間の観光関係者が先行して、こういう観光まちづくりをしたいと。それを言ってきたのに引っ張られてきた時代がありますけど、私はもう今時代は変わってきているというふうに思っています。むしろ行政がしっかりと、行政が観光行政というものをしっかりと掲げて、由布市の観光行政というのはこういう考え方でいくんだという志の高い観光理念を市が掲げること、市が持つていくこと、むしろ私は行政主導で国際観光地をつくっていくというぐらいの時期が来てるのではないかなと思います。ぜひ、そこら辺の世界トップレベルの質の高い観光行政を進めていくという覚悟を持っていただきたいなと思っていますが、ぜひ、期待をして、このことは答弁は要りませんので、行政主導で

質の高い観光行政をしていただきたいと思います。ちょっと時間がないので、次に進みます。

都市計画マスタープランに関する各種事業のことなんですが、都市計画マスタープランの総論をちょっと読ませていただきました。非常に力が入った、それもいろいろ考えて、由布市の特性をいっぱい書き込もうとしているマスタープランだったと思います。基本的なマスタープランですから、これはマスタープランとしてありなんですけど、これができ上がったときに、じゃあ、どうやって、具体的な事業に結びつけていくかというところがポイントだと思います。例えば、このマスタープランができる前に、公共施設の配置計画、公共施設の配置計画なんかも必要ではないかなと私は前言ってたんですけど、この公共施設の配置計画というのは結局どうなったんでしょうか。今、つくっているんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 総合政策課長です。お答えをいたします。

現在、契約管理課がそれぞれの公共施設の維持管理も含めた、取得原価も含めたところで、つぶさな公共施設の調査をやっておりますので、それが終わった時点で、調査・研究を進めるといふことにはなっております。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 各施設の調査はいつ終わるんですか。

○議長（生野 征平君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） お答えをいたします。現在、今やってる、進行中でございますので、今年度中に終わる予定というふうに契約管理課から聞いております。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 私、過去の議事録引っ張り出して配ろうと思ったんですけど、あんまり嫌みになるから配らなかつたんですけど、今の返答聞いて、やっぱり配ればよかったと思うんですけどね。同じことを3年半前から言ってるんです。これ。まず一番最初に私が取り上げたの平成21年の6月議会です。そのときに「公共施設の配置計画というのが必要ではないですか」って言ったら、市長も、当時の副市長も「全体を見渡した計画の必要性というのは痛感しております」。市長は「そういうことを総合的につくっていかなければいけないと、今強く思っています」と、平成21年の6月には言っていました。じゃあ、今後つくっていききたいと言われてるので、さらに、その6カ月後、半年後に、これ廣末議員も聞きましたし、私も聞いたんですよ。「そういうのをつくっていかなきゃいけないって言ってたけど、あれはどうなったんですか」って言ったら、市長は「その必要性は強く感じておりますので、早急に策定をしていきたい」。「そのためには」、副市長がですね、「今後は早急に公共施設の配置計画を立てます」。これ平成21年の12月議会です。さらに1年後です。平成22年の12月、「1年前にそういうこと

言っていたけど、計画どうなったの」って、私聞きました。そしたら、市長は、今、総合政策課長言ったように「各公共施設ごとの台帳を精査しなきゃいけない。その台帳をつくっていきたい」って言われました。それが平成22年です。じゃあ、さらに、その1年後、平成23年の12月です。今から1年前に「あのとき各施設の台帳整理するって言ってたけど、どうなったの」って言ったら、「今、台帳整備進めております」って言ったんですよ。市長も、副市長も。

「台帳整備進めるって、1年前にやるって言ってたのに、1年もたって、まだやってないの」って言ったら、いやいや、やるやるって。私、去年の12月のこの議会のこの場で、私が一番最初に公共施設の配置計画要るんじゃないですかって言ってから、2年半もたってるのに、まだ施設のチェックしかできてないのか。ぎゃあって言ったんですよ。それから、まだ1年ですよ。3年半もたってるんですよ。まだ同じこと言ってんですよ。これ、どういうことかと思えますけど。私がこの一般質問の通告なんかで、公共施設の配置計画、配置計画って、四、五回出してるのはわかってると思うんですけども、それで全然進んでない。1年前は、前の副市長は、とにかく早急に早急にと言いながらできてない。「実際、正直なところ、何もできていないというのが正直なところでございます」とかって答弁をしてるんですよ。これ、つくる気がないんじゃないですか。ないなら、ないって言ってくれたほうがいいんですよ。つくる、つくる、今やっています、やっていますと言いながら、やってないんじゃないかと思うんで、私はそこの不信感が一番あるんですが。つくるんですか、つくらないんですか。お答えいただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（佐藤 式男君） 総務部長です。公共施設の配置計画そのものは必要があるというふうには思ってますんで、これはもう、つくります。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） また、3年半目にはつくりますと、もう一遍言いました。つくるまで言いますから。

幸いにしてという言い方、変ですけど、都市マスができました。本当は、その公共施設配置計画って、都市マスにのりつた上で、各地域の中にどういうふうに公共施設を配置するかという計画が必要なので、この都市マスの素案をよく読んでみると、その施設の配置についての考え方、基本的な考え方もちょうんと書いてあります。一極集中型の都市構造ではなく、3つの地域拠点、挾間、庄内、湯布院を中心とし、周辺地区が分布する多極構造を維持していくための都市構造をつくりたいというような基本的な考え方があります。ここにきちんと都市構造の考え方がまとめられたので、これにのりつって、じゃあ、それぞれの地域に、どこに何をつくっていけばいいかという公共施設の配置計画ができると思います。施設台帳を、今の施設台帳を整理してると言いましたけど、これ去年、同じことを言いましたけど、今の施設の台帳が整理されないと計画がで

きないというのはおかしいんです。将来に向かって、どこにどういう公共施設を設置すべきかっていう必要性を計画にしろと言っているので、今、何がどこにあるかということは別問題なんです。台帳の整理は台帳の整理で必要ですけど、それはさておきながら、将来像として、湯布院地域、挾間地域、庄内地域には、どういう公共施設が、どういう規模で、どこに必要かっていう絵を画けていうことなんで、つくりますって、今、総務部長、力強く言われたので、総務部長がいなくならないうちに、ちゃんをつくっていただきたいと思います。

都市計画についてはそういうことと、もう一つは、そうは言っても、私、由布市の都市計画に関する取り組みっていうのは、すごく先進的だと非常に評価をしたいと思います。特に景観とか、環境についての取り組みは非常に進んでいると思っています。合併後、由布市は、大分県内でも特に先行的に景観行政団体に認可を受けて、中核市でもないのに景観行政団体に率先して認定をされましたし、今由布市には、特に景観に関する絵は、景観条例、景観計画、景観協定、あるいは屋外広告物の規定権限を自分でちゃんと執行していますし、あと、それから旧町ごとにあった潤いのある町づくり条例とか、環境保全条例とかが、ちゃんと地域ごとに整備されています。さらに、今、その環境基本計画をつくって、環境基本条例をつくって、環境計画もつくって、それから、また景観審議会もこれからつくと、さっき答弁ありました。私、これだけの3万6,000ぐらいの小規模自治体で、これだけ景観や環境についての条例ですとか、計画を整備してるというのは、非常に先進的に優れていると思います。とても優秀なほうだと自負しているんですけども、だから、全国いろんな所に行ったり、視察が来たりするときに、由布市の景観や観光行政というものに、非常に評価をいただいていると思います。それだけ由布市にとっては、景観とか、環境というのは、非常に重要な分野なんだというふうに思うんです。こういう景観や環境や都市計画に関する分野の仕事っていうのは、これは1年、2年で答えが出る仕事ではありません。10年、20年、あるいは50年先を見据えて、将来を見据えて取り組んでいかなきゃいけない仕事だと思うんです。今、条例や計画をつくったからといって、1年後、2年後にがらっと由布市の環境や景観が変わっていくわけではなくて、50年後にどういう景観や環境を残していきたいかという視点を持って取り組まなきゃいけない仕事だと思うんです。だからこそ、その推進体制というのが重要だと思います。場当たりにそれぞれの目の前の事業をばらばら、ばらばらやるのではなくて、きちんと腰を据えた、それを推進していく体制というものをつくっていかねばいけないんじゃないかなというふうに思うんです。その推進体制、特に行政側がやっていく推進体制なんですけども、毎年毎年、この計画や事業をつくるたびに、担当者とか、担当が変わるようなことがあってはいけないし、トップの意向が、課長や部長が変わるたびに、その事業が変わっていくようなことではだめだと思うので、そこら辺はもうトップが、由布市の市長が景観や環境行政に対しては腰を据えてやっていくんだという姿勢を見せていただきたいと

いうふうに思っていますが、市長、そこら辺はどういうふうに考えてますか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） ありがとうございます。まさに、湯布院観光あるいは由布市においては、財産は景観、環境そのもの以外何にもありません。そういう中で、いかに人からほれてもらえるような、そういう環境、景観をいつまでも維持していくということは本当に大事なことであって、これからのそういうマスタープランの中でも、皆さんがいいなと言っただけのような、そういう計画をしっかりとつくっていく必要があると私は強く思っておりますし、将来にわたって、しっかりと発展していく、栄えていく、地域づくりというのは、そういうものであるというふうに考えてます。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 市長も強い認識をお持ちなので、ぜひ、それは推進していただきたいんですが、私が気になるのは、推進するための行政の体制なんですが、今、都市・景観推進課という課があります。ただ、これが、今度の行政組織再編計画というのを出されたのを見ると、今度、都市・景観推進課をなくすとなってるんですね。その環境課と建設課の中に組み込んで、都市・景観推進課をなくしてしまうという案があるんで、私はちょっとびっくりしてるんですけども、これだけ景観や都市計画に対して推進的な取り組みをしてきた由布市で、課までつくって、景観という名前がついてる課を持っているというのは、私はすばらしい、これは自慢すべきことだと思うんです。課の名前には、その市が何をしたいかという思いがあらわれると思うんですよね。実は先日、委員会の視察で田川市に行きました。田川市には保護課という課があるんです。それは生活保護の受給者がすごく多いからなんですね。あるいは、武雄市なんかにはいのしし課というのがあります。イノシシ対策が非常に大変だと。あるいは市民協働課とか、すぐやる課とか、いろんな課が全国にありますけど、その課の名前を見ただけでも、その市が特に何に力を入れてるかがすごくわかると思うんです。そういう意味では、都市・景観推進課という名前の課を持っている由布市というのは、今、市長が言われたように、環境や景観や都市計画の推進に力を入れているということのあらわれだと思うんですが、そういうことをこの庁舎再編計画でなくすというのは、私は非常な後退ではないかなと危惧をしているんですが、この再編計画の中で、都市・景観推進課をなくすんですか。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（佐藤 式男君） 総務部長です。当初の計画では、都市計画と景観を別々にして環境課と建設課というふうに考えてたんですけども、いろんな協議の中で、今のところは、それは一つにしよう。ただし、建設課の中で係として持たせようというふうな計画を今しています。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 前は推進室だったのを課にまで昇格させて、これだけ取り組んでこられたので、ぜひ、これは後退させないで、今、再編計画検討中だと思うので、吸収させないで、課として独立させて、きちっと権限と課長を置いてやっていただきたいと思います。時間がないので、これは要望にとどめておきますけれども、ぜひ、そういう意見があるということをお聞きください。

地域自治、地域審議会、地域振興局のあり方についてです。地域自治の考え方をもう一遍確認したかったんですけども、わかりきったことを言うようですけど、地域自治の基本というのは、市長の答弁にもありましたけど、住民たちが自分たちの地域のことを自分たちで決めて、自分たちで運営していく。それが地域の自治の原点ですよ。それを推進していくんだったら、それをするためのシステムが必要だと私は言いたいんです。

それで、この地域自治の地域の概念には、いろいろあると思うんです。例えば、各自治区単位で行われるべき課題について、各自治区単位で自分たちが話し合って決めて、運営していくためには、自治区、自治会組織、自治区っていうのが一つのシステムですよ。ただ、それを自治会単位だけではなくて、例えば、地域によってはいろんな範囲があると思うんです。大きく言えば、旧町ごとのですね、挾間、庄内、湯布院ごとの共通する課題については、挾間、庄内、湯布院ごとの地域の住民が集まって、自分たちで物事を話し合い、決め、それを運営できる場が必要だというふうに思っています。そういう、それぞれの地域単位に応じた、そういう住民が自分たちで話し合い、決め、それを自分たちで運営できる場と、その決めてきたことをどうやって行政が行政施策として取り入れていくのかという、そのシステムが必要だということを言いたいんです。いろいろ住民側には、話し合う場というのはあっても、話し合って、いろいろ言っても、最後は要望として行政に言うだけで、それは行政が取り入れてやってくれるか、やってくれないかわからないということで、結局、自治が進まないというようなことがあります。私は地域自治を進めるんだったら、ポイントは、地域ごとの住民にまず自分たちで話をして、決めさせる場をつくる。その決めたことを確実に行政が執行していくということが担保されるシステムをつくる。この2つは絶対ポイントだというふうに思います。それが両方できれば、住民側にも適当なことを言い合って、要望だけ出しとけばいいやというような、そういう要望や陳情の垂れ流しから、決めたことが確実に執行されるのであれば、責任持ったことを決めなければいけないという責任が生まれて、行政依存体質から抜けて、そこで自分たちで自覚が生まれる。そこに自治の意識が育まれるんだというふうに思うんです。そのためには、行政はどうやって、住民の人たちが話し合ったことを確実に執行していくかということの仕組みづくりをしなければいけないというふうに思っているんですが、ここら辺、具体的にそういう住民の人たちが地域ごとに話し合う場。話し合ったことを決定したことを行政の中で確実に執行していけるためのシステム。それはどうい

うふうにつくっていかうと考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○議長（生野 征平君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 総合政策課長です。お答えをいたします。

冒頭、市長が1回目の答弁で、今後、組織も含めたところで検討する必要があるというふうなお答えはいたしておりますけれども、現在今、状況、自治の状況はですね、自治区、自治委員さんを初めとした自治区で成り立ってます。これが150自治区あるんですけども、成り立つてるところと成り立っていない自治区もあるという中で、小規模集落とか、いろんな状況が生まれてきていることは確かですけども、その状況に対して、総合政策課としては、今の住民自治に対して、いわゆる計画をつくって、自分たちでつくって決めて、それを自分たちでやっていくということコミュニティづくり事業ということで展開をして、そこで住民の方に地域のことを考えてくれるようなことを今やっている途中でございます。数的に言えば、40ぐらいしか、今のところやってませんが、今後も、こういった、それをですね、それが即計画ができたものですね、行政に反映させるということは、一緒にやっていってるんですね、（発言する者あり）はい。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） そういうことを聞いたかったんじゃないくて、各自治区がコミュニティ事業をやっているということじゃなくて、地域の問題を地域の住民が決めたことを行政がどれだけ担保してやるかというシステムです。それで地域自治を大切にしたい由布市というのであれば、そのシステムづくりが一番重要です。各自治区が各自治区の中で、住民の人たちが自分たちの地域で何をやるかというのは、それは当然なんです。そうではなくて、地域ごとに決めた、あるいは挾間、庄内、湯布院ごとに自分たちの地域にどういう行政課題があって、そのことをどうしていかなきゃいけないかを住民たちが決める。住民たちが決めて、それを行政が執行する。そのシステムが必要だって言ってるんです。住民たちが自分たちで話し合うシステムが必要なんじゃなくて、話し合ったものをどうやって行政がきちんとやるかっていうシステムが必要だ。具体的に言うと、例えば、私は3つぐらい必要なことが、装備すべきだと思います。簡単に言うと、一つは、まずは地域振興局の機能と権限、それから振興局長の予算要求権と執行権限をどうつくるのかってことですよ。このことが行政が執行するとき、どういうシステムかっていうことの一つ重要な1つ目です。2つ目は、今言った、地域住民が自分たちで話し合っただけで決められる場をどうつくるか。各自治区単位だったら、自治会でしょうし、挾間、庄内、湯布院ごとの旧町単位であれば、旧町ごとに、例えば、地域住民協議会だとか、さっき市長が言われた地域審議会にかわる28年度以降の地域ごとの住民の話し合いと決定の場、そこに話し合ったことに対して、どういうふうに権限を、決定の権限を付与するかっていうシステムですよ。それが2つ目に重要

なこと。3つ目は、その決定事項に対して、振興局長がどうやって、予算獲得と事業執行していただけるのか。それは本課と振興局との関係づくりをどうするのかって言うことですね。この3つのことをきちんと装備するというのが、要するに、地域自治を大切にしたい由布市ができるって言うことの仕組みづくりだと思っんです。

もう一度言うと、1つは、地域振興局の権限と機能、予算要求権と執行権限をどうつくるか。2つ目は、住民たちが自分たちで話し合って決められる場をどの単位で、どういうふうに置いて、そこに決定権限をどういうふうにつけるか。3つ目は、その決定事項に対して、振興局長が予算執行と事業執行、どういうふうにしていただけるか。本課や何かの関係をどうつくるか。この3つのポイントをきちんと仕組みにして、形にしてつくり上げる。これが地域自治を大切にしたい由布市のまちづくりの仕組みづくりだ。これをしないと、地域自治を大切にしたい由布市づくりというのはできないんじゃないかというふうに思っんです。このことをやるのが一番重要なんです。私はですね、こういうことは、実は旧湯布院町の住民の人たちから学びました。旧湯布院町の住民の人たちと、私、湯布院に来て、一番びっくりしたのは、物すごい住民の自治意識が高いんです。自分たちのことは、ちゃんと自分たちで話し合う。話し合ったことを今度は行政がですね、行政と住民との関係って言うの物すごく優秀で、行政というのは常に住民が物事を決めようとするそばにいるんです。サポーターとして。住民が決めていくプロセスをしっかりと行政職員が把握して、住民の人たちがしっかりと自分たちの合意形成つুক্তたということであれば、それをちゃんと執行するシステムをつくって、そこは行政が責任をもってやりましようというようにしてきた。旧湯布院町のことばかり言って申しわけないんですけど、私は、湯布院というのは、観光で有名だとか、お客さんが来るから有名だとか、そんなことで誇れることよりも、私が一番湯布院町に来て、自慢を持って、プライド持てるのは、自治意識が強い。住民の人たちの自立意識と自治意識が強い。そして官民協働のまちづくり体制をしっかりと築き上げてきたってことなんです。この住民自治を私は後退させてほしくない。由布市になっても、この住民自治を高めていただきたい。だから、今、市長も2期目もうそろそろ終わりですけど、本当に住民自治、地域自治を大切にしたい由布市をつくるのであれば、この住民協働のシステムづくりをしっかりとやっていただきたい。それをしない限りは、私は由布市って、あり得ないと思う。庁舎問題がいろいろ取り沙汰されてます。私は、湯布院の地域審議会の人や、挾間の地域審議会の人がいろいろ言っているのは、このことだと思っんです。庁舎がどこに行くかが問題なんではなくて、一番、彼らが気にしているのは地域自治が守れるかどうかってことなんです。こういうシステムをまだつくっていないうちから、市長が本庁舎方式、本庁舎方式って言って、いろんなものを庄内に集めますよ、集めますよって言っっていると、地域自治が守られないんじゃないかって危惧があるんです。まずは、この自治のシステムづくりをしてください。こういうシステムづくり、今の3つの

ポイントのシステムづくりがきちんとできれば、本庁舎どこに持って行ったって、挾間の住民も湯布院の住民も、それは受け入れますよ。このシステムをつくっていないうちから、庁舎をまとめる、まとめるみたいなことを言うから、それはですね、行政サービスが不便になるから文句を言ってるんじゃないんです。行政サービスは不便になりませんよ。住民票だとか、印鑑証明だとかは振興局でとれます。そんなことを言ってほしいんじゃないんですよ。挾間や湯布院の住民たちは、自分たちで決めたこと、自分たちで話し合ったことがちゃんと地域振興局長権限で執行できる、そのことを担保してほしい。それは自分たちが長年かけて培ってきた住民自治を守るかっていう戦いなんです。

市長ね、本庁舎移行のための予算を今度の3月議会で計上するみたいなことを言っていましたけど、私、本末転倒ですよ。今、そんなことをするよりも前に今やるべきことは、さっき言った住民自治をきちんと行政執行できるための担保づくり、仕組みづくりをつくること。その仕組みができるまでは本庁舎の建設なんてこと言わないでください。3月議会で計上するなんてことに突っ走る前に、その拙速な予算計上などやめて、今はまず先に、その地域自治の仕組みづくりをみんなで検討しましょうと。そのことを先に見せてください。それを見せるまでは、予算計上なんか、棚上げしていただきたいと私は思うんですが、市長、最後、お考えお聞かせください。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 地域でできることは地域、振興局でできることは振興局でしっかりやると。そして、その振興局の中で、自分たちの地域はどのようにやるかという組織というのは、今、地域審議会の意見とか、いろいろございますけれども、将来的には、そういう協議の場があって、そして振興局と一緒にあって、その地域の発展を担保していくと。これは大事なことで、これは絶対必要だと私も考えておりますから、その方向はとりたいと思います。地域住民の要望にこたえられるような、そしてまた、市の要望にも地域住民が理解できるような、そういうことはきちんとつくっていききたいと。それは前提であります。と同時に、また地域の中でも、先ほど総合政策課長言いましたけれども、今地域は、本当に自分たちの意識が少ない所は、自分たちの地域の問題意識が少ない。どこでも同じですよ。全体的に見ても、湯布院でも、庄内でも、挾間でも、やっぱりそういう意識をどこにあるかという、なかなか見えない部分がある。そういう部分を育てていくことも大事である。今、地域の底力事業で、由布市の地域、それぞれの人たちが自分たちのまちをどうするか。自分たちの地域どうするかという掘り起こしを今やっております。四十数自治区がそういうことで、自分たちはこういう、地域はこういういいところがあった。そういうよいところを見つけながら、今後どうしていくかということ掘り起こさせてる組織をつくっています。そういうのがどんどんでき上がって、そして全体的に、それなら、俺たちの一番、この内全体をどうすればいいか。そういうことはしっかり地域振興局を中心に予算を持たせなが

らやっていくと。しかし、それが全部なれば、旧町と同じですから、そういうことにはならない。全体的な流れとしては、しっかり市としての体制は整えて、しっかり市が発展していくようなまとまりをつくっていききたいけれど、それ以外の地域振興については、今言ってるような振興局を中心にして、そして住民の協議の場を設けて、行政と住民と議会が一緒になってやるような、そういう組織をつくる。それは絶対つくります。そのことは、まだ、これから先、移行までは、あと2年は十分かかります。その間に皆さんの意見を聞きながら、しっかりまとめていきたいというふうに、そういう思いをしております。

○議長（生野 征平君） 時間が来ましたので、手短に……………。

○議員（6番 小林華弥子君） 時間が終わりましたので、これで、ありがとうございます。地域自治の仕組みづくりが絶対に必要で、そのことが前提だと言われたので、ぜひ、それをつくって、それができ上がるまでは、ゆめゆめ本庁舎建設なんかしないようお願い申し上げて、私の一般質問終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（生野 征平君） 以上で、6番、小林華弥子さんの一般質問を終わります。

これで今回の一般質問は全て終了いたしました。

……………

○議長（生野 征平君） ここで暫時休憩します。再開は13時です。

午前11時46分休憩

……………

午後1時00分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

これより各議案の質疑を行います。発言につきましては、日程に従い議案ごとに締切日までに提出された通告書の提出順に許可をしますが、会議規則及び申し合わせ事項を遵守の上、質疑、答弁とも簡潔にお願いいたします。

なお、自己の所属する常任委員会に関連する事項については、所属委員会をお願いいたします。

————— . ————— . —————

日程第2. 報告第22号

○議長（生野 征平君） まず、日程第2、報告第22号専決処分の報告についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 報告22号に対しての質疑を行わせていただきます。

この事件の内容でございますけれども、場所は多分広域農道の庄内から湯布院に入っすぐの

直線下りだということだと思いますけれども、この落石の発生の原因がどうやって起こったのか。そして、その原因は市の管理者である、市道の管理者である市の責任となってしまうということのようすけれども、その根拠、そして車両がどのような破損をしたのかの内容の、程度の内容です。そして、乗っていた人、運転手もちろんですけれども、けがはなかったのか等の内容についての説明をいただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 建設課長です。お答えをいたします。

まず、1点目の発生原因でございますけど、場所は溝口議員がおっしゃられた所でございます。（「はい」と呼ぶ者あり）道路の左側、上部のり面の不安定な石が台風の風雨の影響によりまして転落したものでございます。

2点目の原因は市道の管理責任と、管理者の責任となるのかという質問でございますけど、石が落ちた原因については、責任はないと思いますが、ただ、石が転落しても、路面に転がらないような措置をする必要があったと考えられますので、その結果において、責任が発生したということです。

それと、車両の損壊の程度でございますけど、路面上にあった石を庄内から湯平方面に走行中に車の下に巻き込みまして、前部のエンジンの下の部分から車両の後部マフラーまで破損しまして、部品の交換等の修理が発生をいたしました。

けが人でございますけど、けが人についてはございませんでした。

以上です。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） そこまで責任があるんだなと。ちょっと今びっくりしてるんですけども。天災である台風で流れ落ちた石が路面に行かないようにする責任があるということですね。それゆえに巻き込んでしまったということですけども、あそこは確か直線ですよ。真っ直ぐ下ってる。ということは、かなりな、その石を確認してからの距離はかなりあると思うんです。100メートルはないですけどもね。その距離の所で回避動作ができなかったのかという疑問が浮かぶんですけども、責任が60%というのは、それとの関連があるのかどうかですね。その辺の責任のとり方の和解となった60%という負担率と関連があるのか。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） お答えをいたします。

確かに見通しのいい区間でございます。早朝のことでしたので、かなり雨等が降って確認するのがおくれたということで、運転者のほうにも過失割合があったかと思います。60%、40%ということで、過失割合がそういうふうになったということでございます。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） これは言葉悪いんですけども、こうやった前例ができますと、同様の事故などが起きた場合に、また発生する、こういうことができますね、発生するおそれは十分にあると思います。ですから、厳しく当たれという意味じゃありませんけれども、今後の同様の損失損害補償などの問題が出てきたときには、市としては、毅然とした態度を持てるだけの背景を、例えば、この件に関しましては、直線であって、水がかなり流れていたから、わからなかったから、40%の減免じゃないですけどね、なる。その60、40というのをぐっと五分五分にしたり、逆にしたり、いろんな交渉ができると思うので、出方一つだとは思いますが。そんなに甘く乗っていると、また同様のときに、これが前例になるという怖さを指摘させていただいて、質疑はここで終わります。

○議長（生野 征平君） 次に12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 石の大きさですね。1つかどうかちゅうのも疑問なんですけども、どれぐらいの石の大きさだったのか。前回の損失補償は陥没で、車がそこに突っ込んだということだったんですけども、60対40の過失割合の算定の根拠ですね、それをもう少し詳しく教えていただきたい。その2点お願いします。担当課が答えて。関係ないところがいろいろ言わんで。

○議長（生野 征平君） 建設課長。（「建設課やなかろう、これは」と呼ぶ者あり）石の大きさでしょ。建設課長、答えてください。

○建設課長（麻生 宗俊君） 石の大きさでございますけど、9月30日の日曜日でございました。私のほう連絡を受けまして、次の月曜日の朝に現地を確認いたしました。特定できる石かどうかはわかりませんが、数個の石が路面の端のほうにございました。大きさは直径10センチぐらい程度の石が2つほどあったことを確認しております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 総務課長。

○総務課長（麻生 正義君） 総務課長です。お答えいたします。

市の割合でございますが、市の割合が6割ということで、これは相手方の前方不注意ですね、そういったものによるものでございます。そして今回の6割の判定につきましては、これまでの判例等に従って出しております。

以上でございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第3. 報告第23号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第3、報告第23号例月出納検査の結果に関する報告についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 23号の4ページに当たると思います。

監査の際に領収証書が財務規則に合致せず、規定以外の使用が確認されたことで改善を指摘したということでございますけども、その詳細をお聞かせください。お願いします。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 報告23号の質問についてお答えいたします。

まず、領収証書の取り扱いにつきましては、由布市財務規則第39条により、その取り扱いが規定されております。

39条によりますと、納入通知書により難い随時の歳入を即納させる場合及び公の施設の使用料等の歳入を収納したときは、領収証書つづりの用紙を用いなければならないと規定されてます。これはとじ込み式のものだということだと思います。

また、第3項には、領収証書は5年間を通して一連番号を付し、かつ、各冊に番号を付した上、会計管理者が保管するものとし、会計管理者は、収入命令者の請求に基づき必要に応じて交付しなければならないとあります。

さらに第7項は、領収証書つづりは、書き損じ、汚損等のために領収証書用紙を廃棄するときは、当該用紙に斜線を引いた上「廃棄」と朱書きし、そのまま領収書つづりに残しておこななければならないと規定されております。

今回につきましては、改善を求めました領収証書につきましては、この規則に一部取り扱いについて抵触することがございましたので、その取り扱いについて改善を求めたものでございます。

以上で、具体例といたしましては、番号がなかったとか、とじ込みがなかったといった事例でございました。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 概略わかりましたが、件数はどの程度ございましたんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 大変申しわけありません。記憶はいたしておりません。かなりあったということは事実です。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） よくわかりました。その反応で、指摘された担当課、相手のほ

うになります職員の方の言葉とか、反応とかいったものが監査の方からお伝えしてもらえらば、お願いしたいんですが。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） その課の名前でございますか。（「名前は、いません。ど
ういうふうに反応なされたか」と呼ぶ者あり）それは後日、事務局で会計課とも協議いたしまし
て、直ちに改善をすると、取り組んでいるという報告は受けております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） その上の（1）の指摘の中で、各施設の現金の保管は事故防止
を防ぐために必要最小限の期間において行うよう改善されたいということで、その必要最小限の
基準といったものがわかれば、教えていただきたいんですが。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 監査委員でございます。西郡議員の質問についてお答えいたし
ます。

まず、1点目の現金の保管期間についてでございますが、使用料等の収入があった場合、収入
があった日の3時までに金融機関に入金し、その後の使用料等の収入金につきましては、翌日入
金することと考えております。現金でございますので、事故防止は最大のことでございますので、
そういったことを現金検査につきましては申し上げております。ただし、翌日が土曜、日曜、祝
祭日の場合は、土日祝祭日の場合は、収入があった日の翌営業日に入金するものと考え、これら
の収入があったときから、金融機関に入金するまでの間を必要最小限の期間と考えております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） ちなみに、それを指摘した事例で、どういうことがあったんで
しょうか。別になかったんですか。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 金庫等に保管しとったものですから、金庫に入れとつても危険
が必ず伴いますので、できるだけ金融機関に預託してくださいということの指導をいたしまして、
それに応じますという言葉はいただいております。

以上です。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第4. 報告第24号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第4、報告第24号定期監査の結果に関する報告についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 3ページになります。6監査の意見の中で、人員削減による職員の業務量が増加傾向にあり、それを理由とした市民サービスの低下があってはならないと意見が述べられておるんですけども、そういう意見が発生した具体的な、発生をよんだ具体的な事例、そして内容をお教えいただきたいです。

○議長（生野 征平君） 監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 報告24号につきまして、溝口議員の質問にお答えいたします。

今回の24号につきましては、特段な具体的事例があったということではございません。定期監査の各課からの聴取の中で、行財政改革による職員数の減、また高齢化や景気低迷など諸事情から、生活保護や介護など、福祉にかかわる問題等が増加しております。さらには、国・県からの権限委譲等により、職員1人当たりの業務量が増加傾向にあるというふうに関心を持ったために、監査の意見として記載いたしましたわけでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） いいですか。はい。次に6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） そのページの3ページの一番上です。収納課の徴収における留意事項として、監査が、税と使用料等との一体徴収を含め、効果的な収納対策を構築されたいというふうに書かれています。ということは、監査としては、税と料の一体徴収化を進めるべきだというふうにお考えで指摘をされているのか。それに対して、執行部側はそういう体制をつくろうという意向が示されたのかどうか、教えてください。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 小林議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、ちょっと触れさせていただきますが、由布市総合計画の効率的な行財政運営ということがございます。その中の4項に税金徴収など、事務の効率化、収納率向上対策として、納税意識の向上と市税などの納期内納付を促進し、自主財源の安定確保を図りますという数行の項がございます。これから考えますと、市税などということは、当然、料も想定しているものと私は判断いたしております。

なお、さらに申し添えますと、総合計画の見直しに、もし、今後当たられる場合は、自主財源の安定確保については、税と料の深刻な滞納実態を認識していただいて、この対策にも踏み込んだ記述をすることが市民の意識も職員の意識も高まるものと思われまますので、ぜひ、つけ加えさせていただきますと思います。そして納税者の中には、税、料とも複数滞納している方がおられ

ます。現状では、税は収納課が、料につきましてはそれぞれの担当課が徴収業務を行っております。このようなことから、個々の税や料の制度だけに固執せず、徴収という非常に専門性の高い徴収業務の効率化や徴収事務に係る経費の削減等から考えて、税と料を含めた一体徴収に取り組むべきだと私は考えて記載いたしました。

以上でございます。――申し添えます。大変申しわけありません。執行部のほうからは、ことに当たっては、御返事は、返答はいただいております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） ありがとうございます。言っていただいてよかった。実はですね、このことを何回も私議会で取り上げさせていただいたことがありました。由布市が発足して最初のころに、このことが、私、総務委員会だったんですけど、出まして、当時はですね、当時の監査委員さんは、今の代表監査委員と同じように、税と料の一体徴収も検討したらどうかというような意見が監査意見出てました。ですが、その後、執行部のほうは、なかなかそれが進まず、むしろ税の国税のOBの方を雇って、税の徴収アップのほうに力を入れられて、なかなか料と一体徴収を進めていなかったのので、私、何回か質問で取り上げましたら、何年前だか、私の記憶ありませんが、執行部の考えとしては、税は税で、料は料でというようなことだと。さっき、監査委員が言われたように、制度が難しいとか、資格がどうのとか、いろいろ言うんですが、その後、監査委員が変わられて、前任の監査委員さんは、むしろ税と料は一体徴収はできないというようなこと、ずっと言われてきてたんですね。ここに来て、今、新しい監査委員さん変わられて、今度の監査委員さんは、税と料を一体徴収すべきだと言われたということは確認したいんですが、執行部の返答がなかったということですが、今後、監査として、ぜひ、この税と料の一体徴収を進めるように指導していただきたいなというように思います。お願いをしておきます。執行部側の対応が出てこなかったということだったので、ここでは執行部の対応が聞けなかったのので、次回に回したいと思います。

○議長（生野 征平君） 次に、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 各課をそれぞれ聴取したということで、留意事項、一般的なものとして述べられて、特段それぞれの課で、この問題をというようなことで述べている部分もあります。そこで気になるんですけども、課題を設定して、そして今後、いわゆる財務だけに限らず、行政監査というんですか、この事業の効果等も含めて、きちっとした、そういう監査をする気があるのかどうか。とりわけ新しくなられた監査委員さんは、かつて、湯布院町時代の住宅新築資金貸付金については、個別具体的にいろいろ指摘なされた経験も聞いております。それで今度もこのことを指摘してるんで、ぜひ、そういう手法を用いてやってほしいという希望もあって、そ

のことをお尋ねするんですが。

それともう一つは、規則等に規定された書式を使用するよう改善されたいというように指摘されてるんですけども、かつて、様式書類ということで、表題は掲げてるんだけど書式設定が由布市でなかった部分があって、そして書式をきちっと例規集に載せなさいと言ったんだけど、いまだに載せてないんですよ。だから、当時と同じような逃げ口上か。当時は正式に国税で決めてあった書式があったにもかかわらず、市で独自の書式をつくって、課長判断だったと思うんですけども、そういうことをやってたんで。先日、つい気になって、税務課に書式をちょっと見せてくれと行ったら、やっぱ、課員じゃわからないんですよ。課長、課長補佐不在だったんで。だから、誰が見てもわかるように、例規集にきちっと入れることが重要だと思うんですけどね。この税務課の書式だけが入ってないんですよ。別に省略ということで。だから、そういうことに対して、監査委員、認識してるかどうかわかりませんが、その2つについてお尋ねしたいんですが。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 西郡議員の質問にお答えいたします。

まず、行政監査につきましては、地方自治法第199条第2項で、監査委員は必要があると認めるときは普通地方公共団体の事務の執行について監査することができる定められておりますことから、定期監査や例月出納検査等を行う中で監査すべき行政運営や個々の事業等があった場合には、必要に応じて実施したいと思っております。まだ、1年未満でございますので、そこまではまだ踏み込んでおりません。

それから2点目につきましては、今回の定期監査では、大変申しわけございませんけれど、税務課の領収証書等につきましては、私どもが目を通しておりませんのでお答えすることが今回ではできません。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、13番、渕野けさ子さん。

○議員（13番 渕野けさ子君） 13番です。報告第24号の3ページを代表監査委員にお尋ねいたします。

15番の小松寮について、今後運営の方向性を早急に検討されたいとの指摘を受けております。施設の抱える問題は大きくなっているとありますが、具体的な内容と今後の方向性について、代表監査委員が率直にお感じになられたことをぜひお聞きしたいと思います。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 渕野議員さんの質問にお答えいたします。

小松寮における問題点につきましては、報告書にも記載のとおり、入所者の高齢に伴う支援の

あり方や、小松寮で管理いたしております約135アールのナシ園、230アールの牧草地の管理、さらには制度改正に伴う障がい者の受け入れによるバリアフリー等を含む施設の充実等であると聴取いたしております。

今後の運営の方向性につきましては、民営化計画等を含めまして、平成24年、今回の定期監査の結果に関する報告書で検討していただくよう求めておりますが、現時点では、市長より回答をいただいておりますので、当方より申し上げることは、今のところは、控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 渕野けさ子さん。

○議員（13番 渕野けさ子君） 今、代表監査委員が言われましたように、民営化も含めてという御意見をいただきました。行財政改革、計画の中でうたわれておりましたが、少し、これがおくれているようにありますので、これはまた9月の委員会報告の中に、委員長に意見を願いましたところではありますが、やはり民営化の方向へと計画をきちんと立てていかないといけないのではないかというふうに感じましたので聞かせていただきました。

以上です。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第5. 承認第5号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第5、承認第5号専決処分の承認を求めることについて、平成24年度由布市一般会計補正予算（第4号）は、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第6. 議案第69号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第6、議案第69号水槽付き消防ポンプ自動車の購入についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 本年の7月24日の本契約に間違ってしまったということですが、その訂正を含めての今回この議案の12月での議案上程となりましたが、その理由の経過説明は受けましたけれども、この事実によって、業務上、消防自動車、水槽付き消防ポンプ自動車ですね、納車がかなわずに、随分と5カ月ぐらいの間、市民の消防ですから、安全安心の担保がどのように確保できたのか、そのプロセスを聞かせてもらいたいと思います。

○議長（生野 征平君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） 契約管理課長です。お答えいたします。

7月24日の契約時点で仮契約とすべきところを通常の契約を締結いたしました。受注業者は、この時点で通常の契約と同じように水槽付き消防ポンプ自動車の製造に着手しておりますので、業務上の停滞は生じていないと思っております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） いや、消防自動車が手に入らないから、その間、消防に関する備えが薄くなったんじゃないかという意味合いで、消防のほうにお伺いしたつもりですから、お願いします。

○議長（生野 征平君） 消防長。

○消防長（大久保一彦君） 消防部のほうでお答えいたします。

今議会での議案上程となりましたことは、まことに申しわけなく思っております。業者との事前の協議により、契約納期の期間は来年の2月が契約納期でございます。それに向けて業者も受けて製造をいたしておりますので、あと3カ月ですけれども、納車には問題がないというふうに考えております。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（生野 征平君） 次に、1番、鷲野弘一君。

○議員（1番 鷲野 弘一君） この入札を見ますと、結果的に見ますと、いつも消防防災の名前がいつも入札の結果には出てくるんですけれども、由布市において、この消防自動車は、これタンク付って書いてますけれども、導入また消防関係の商品を導入する際において消防防災しかないのかどうか、大体何社ぐらいがこの入札に入っているのか。また、この消防の入札に対して、参加業者の募集等はどのように行われているのか、ちょっとその辺を契約管理のほう、お聞かせください。

○議長（生野 征平君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） 契約管理課長です。お答えいたします。

今回のこの入札に関しましては3社でございます。3社の募集ではなくて、指名で、業者を指名しております。これは由布市の物品の製造の請け負い、その他の契約にかかわる指名競争入札参加資格審査申請書、通称指名願いと申しておりますが、これが提出され、名簿に搭載された業者37社ございます。この37社は物品の種目で、消防、防災、保安機器の業者として37社が登録されておりますが、この中から、消防ポンプという特殊な自動車でございますので、特殊な自動車でありますことから、過去の実績、それから業者の今までの実績等から、指名の実績等から判断して3社を選定したところでございます。

○議長（生野 征平君） 鷲野弘一君。

○議員（1番 鷲野 弘一君） 実績と言われますけど、全国的に見て、大きな会社ちゅうのが、まだ調べてみるといろいろあるんですけども、やはり、こういう人的に関係するちゅうんですか、やっぱり災害をいかに小さく抑えるかのための性能のある機械を導入するのに当たって、やはり、もう少し考えるべき。いつも、同じような会社ばかりが落ちるちゅうのも何かちょっとおかしいような感じがするんですけども。何か、こういうふうなことやなくて、もう少し、市民の税金使って買うわけですから、何かもう少し、入札で同じ会社のじようが落ちないような、落ちないと言ったら、大変語弊がありますが、もう少し入札について検討ができないかというふうに思っております。本当これ消防防災ばかりというふうな、名前出して悪いかもしれませんが、そればかりのような感じがしますので、これからなにか検討お願いしたいと思います。あと答弁結構です。済みません。

○議長（生野 征平君） これで質問を終わります。

日程第7. 議案第70号

日程第8. 議案第71号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第7、議案第70号和解について、及び日程第8、議案第71号由布市過疎地域自立促進計画の変更については、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第9. 議案第72号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第9、議案第72号由布市市営雇用促進住宅条例の制定についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず8番、新井一徳君。

○議員（8番 新井 一徳君） 議案第72号ですけども、10条1項の連帯保証人が2人ということであります。由布市市営住宅条例では、由布市の市営住宅条例第12条では県内とありますけども、同様の手続でよいのか、お聞かせください。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 建設課長です。お答えをいたします。

入居決定した方が入居する際にする手続のことでございますけど、市営住宅条例では、県内居住者の連帯保証人となっておりますが、今回の条例では県内と限定はしておりませんが、なるべく基本県内に居住している方の保証人にしていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 新井一徳君。

○議員（8番 新井 一徳君） なぜ、聞くかという、附則の資料ですね、規則案に、第4条連帯保証人の変更の届け出の中で、連帯保証人を変えるときですね、市外転出が入ってるんですよ。それで、結局、県内じゃなくて、市内の人しかできないのかなという印象を受けたんですけども、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 市内在住者には、限定はしておりません。以上です。

○議長（生野 征平君） 新井一徳君。

○議員（8番 新井 一徳君） そうであれば、条例に県内を入れてもいいんじゃないかというような気がします。

それと、これは規則案でありますんで、この市外転出というのを、もしも、この議会中に削除なりできれば、してもらいたいと思いますし、由布市市営住宅条例には、申し込みのときに、連帯保証人は県内で、もしも、変更の届け出のときにも、県外に転出したというような文言がありますんで、そういった変更ができればというふうに思っております。

もう一つは、この規則でも結構なんですけども、連帯保証人が入居のときには入居者と同等の収入というようなことがありますけども、何年もたって、入居をしていて、その連帯保証人がもう入居者と同等の収入がないとき、滞納とか、いろんなことが起きたときに問題が起きると思いますんで、できれば、この規則の中で連帯保証人の更新みたいなことを、5年なら5年、10年なら10年の更新手続が必要みたいな条項が入れば、私は滞納整理とかにも大きく前進するんじゃないかと思っておりますんで、これは規則でありますんで、その辺のところは検討をお願いします。

以上です。

○議長（生野 征平君） 答弁要りますか。

○議員（8番 新井 一徳君） 県内と書けないのか、どうか。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） その点については、雇用促進住宅で勤労者等を対象にしている関係で、県外からも入りたいというような希望があるかと思っておりますので、その点も考えまして対応したいと思っております。

○議長（生野 征平君） 次に、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 3条の（1）所得、これ特公賃の所得と同じ表記の仕方なんですけども、いわゆる一般的な市営住宅とどういうふうなところが違って、この所得という用語解説が必要なのかというのを教えていただきたい。

2つ目は、附則の中に経過措置をうたってます。2名の連帯保証人を1名にして、なおかつ、19条の敷金のやつを3カ月分を2カ月分にするというふうに変えてます。それについても、な

ぜひ説明をお願いしたいと思います。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） お答えをいたします。

まず、所得についての説明でございますけど、一般の市営住宅、公営住宅につきましては、1カ月の所得金額は15万8,000円以下の入居者を対象としております。今回の住宅につきましては、特定優良賃貸住宅の法律の施行規則の中に所得基準がございますけど、それを本条例を持ってきております。これは月額所得が15万8,000円を超えて、48万7,000円以下の方を対象とした住宅としております。

それから、2点目の連帯保証人の経過措置と3点目の敷金の経過措置でございますが、現在入居している方が今の高齢・障害・求職者支援機構との、入居をする際に、それぞれ保証人が1名、敷金が2カ月分となっております。私のほうといたしましては、新たな入居者に負担が行かないような考え方をしております、そのための経過措置でございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 新たな負担はさせられないのは通常なんですけどね。制度が変わって、大家も変わったときに、それを申し入れることはできるんですわね。そこ辺のことは、市と支援機構の間で、もう既に約束事項となっているから、それをしないということなのか。こっちが善意で先にやっているのか。そこ辺を教えてくださいなんですが。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 私のほうが譲渡を受ける際に機構のほうからも申し入れがございます、そのようにしております。

○議長（生野 征平君） 次に、13番、淵野けさ子さん。

○議員（13番 淵野けさ子君） 建設課長にお伺いいたします。

第37条、38条、指定管理者による管理と指定管理者が行う業務とありますが、これは指定管理による管理というふうな考え方でよろしいのでしょうか。そうするのであれば、以前新聞で見たことがあるんですけども、大分市は建設会社が指定管理を受けてされてるようなことを記事で見たことがあるんですが、そういう、例えば、そういう修理とか、そういう補修とか、専門を抱えてる、そういうところに指定管理を出すとかいうことは考えられないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） お答えをいたします。

条例の38条に指定管理を行っていただくのは業務ということで、4項目を掲げております。

この中に住宅の維持管理及び修繕という業務もございますので、建設会社は行うことはできると思いますが、他の4つの項目もございますので、その点も勘案しながら、検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、14番、太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 72号第6条1項ですね。同居親族のうち婚姻の予約者を含むとは、何をもって証明するのか。また、この結婚がいつまでする人、期間として考えているのか。3項の税の滞納だけで、料についての滞納は対象としないのか。9条入居補欠者の有効期間はいつまでであるのかということで。これは何で聞いたかということ、以前、市営住宅の入居申し込みのときに、当初年度初めに、ある程度入居者を募集して、あいている以上の入居者募集数があった場合は補欠ということで、その後、その年度内に空室ができた場合に、その補欠者を随時入居させるというような方法であったんですが、今回、それとはまた違うのかという、その辺の違いを説明してほしいということと、10条の2項に敷金の納付のいつまで納付するのかという、はっきりした記述が明記しておりません。いつまで納めればいいのか。13条に同居の親族以外の親族とうたっておりますが、同居の親族以外の親族とは、どんな場合を指しているのか。

16条2項に、家賃が何で、民間のほうではほとんど前払い、毎月、前払いになっているのに、何で月末払いなのかということで、結局、こういうことが結果的には滞納等にまた制度としてつながっていくんじゃないかというふうに考えられるんですが、ほかの市営住宅もそういうふうになっているから、今度もそうするというような多分お答えがあるんじゃないかもしれませんが、ちょっと、その辺は考察が必要なんではないかと。せつかく条例を新たに制定する以上、その辺の検討もする必要はあるんじゃないかと思って質疑します。

20条については、実際、この入居者がこういう条文を果たして理解できるのかなと思ったので、もうちょっと書き方がないのかなと思って質問しております。

27条、模様がえをしてはならないと、すごく抽象的に書いているわけですから、その範囲内が、範囲がどういうことを指してるのか、なかなか入居者としてわからないのじゃないかなとも。例えば、自分でクロスを張かえとか、そういうことまでを指すのか。それとも入居者に一々、ケースごとにそういう説明を担当課がするのか。

次に、29条2項家賃の2倍の損害賠償金を請求するとありますが、少し、その辺の具体的な説明を家賃だけなのか、それとも付属する、家賃とはその1カ月分の家賃を指すのか。何か、その辺の詳しい説明をお願いします。

30条住宅管理人については、今後も置くのかということ。

また、37条では、指定管理者についての規定を設けてるが、いつから管理をさせようと考え

ているか。

附則については、先ほど西郡議員が質問しましたので、結構です。

以上です。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） お答えをいたします。

まず、1点目の婚姻の予約者ということでございますけど、住宅の公募、募集を行いますけど、その際に、入居希望者より、申込書が私のほうに提出されます。その同居者欄に名前が出てまいりますので、その確認と、また相手方から聞き取りをいたしたいと思っております。

また、結婚の予定時期がどのぐらいまで考えているかということでございますけど、申込者につきましては、そんなに長期でなくて、必要に迫られて入居申し込みをしますと思っておりますので、余り長い期間とは考えておりません。

次の入居補欠者の有効期間でございますけど、公募いたしまして、募集戸数を上回る希望者があった場合に入居決定者と補欠の者を決定いたします。募集をした住宅に入居決定者がもう入居してしまえば、その時点で有効期間というのはもうなくなります。

それから、「その都度、行うちゅうこと」と呼ぶ者あり）その都度、行うものでございます。

それから、家賃の月末払いはということでございますけど、民間住宅は月の初めとか、そういうふうになっていると思っておりますが、市営住宅につきましては、全部月末払いということで、家賃徴収を行っております。

それから、20条の（「10条の2項」と呼ぶ者あり）10条の2項の敷金の納付、これは猶予期間でございますけど、それぞれの事情があると思っておりますので、その点を、それを勘案して、決めていきたいと考えております。

それから、20条でございます。それぞれの市と入居者の修繕費用の負担を規定したものでございます。軽微な修繕につきましては、入居者の負担。壁、柱、床、はりなどの重要な部分については市が行うというものでございます。また、入居者の過失により、壁や床等の修繕が必要になった場合は、入居者の負担ですよということを規定したものでございます。

それから、27条の模様がえでございますけど、これはもう原則として模様がえは認めておりません。認めないと考えております。ただし、インターネット等の配線とかにつきましては、原状回復が容易にできるということで、そういうのを考えております。

29条の2項の規定で、明け渡し請求を行う場合の損害賠償金の規定でございます。これは明け渡し請求を行って、すぐに退去しない者に対する措置として、家賃のほかに損害賠償金を徴収しますよという規定でございます。

第30条の住宅の管理人についてでございますけど、今のところ、置く予定はございません。

また、37条の指定管理の予定時期でございますけど、時期については、今のところ、まだ決めておりませんが、いろんなことを勘案しながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 6条の1項ですが、期間を曖昧にしてるということで、意外と詰めが甘いというか、やはり、ある程度明記をしていかないと、あとあと担当課あたりが困るんじゃないかと思うんです。だから、6カ月なり、1年なりをやはり最低限でも、それ以内にするような明記をしないと、トラブルがあったときに、一番相手方に何も言うことができない。それと、当然敷金の納付についても、今のお答えでは非常に曖昧ですね。普通民間ですと、入居申し込みをする前に家賃と敷金3カ月分、4カ月分が当然頭金として、それをそろえなければ、もう契約が成り立たないという通常ですが、これを見ますと、結局、ゼロ円でも、申し込みに受ければ、入れるということになるんで、若干、ちょっとその辺は甘いんじゃないかなと思うんで、その辺もちゃんと明記をした、条文に明記していただくほうがいいんじゃないかと思います。当然、家賃の前払いにしても、当然月末払いということ、毎月末払いですね、を、月初めに変えるほうがいいんじゃないかと思います。

それと、模様がえについては、十分入居者にこれ説明しないと範囲が全然明確にないので、やはり、気に入らない人は、入居してから、どの程度が模様がえになるのかということも曖昧だと思います。

それと、損害賠償についての説明は、これ1回1回するんですかね、入居者に。もとななる家賃以外のものという言い方をしましたけど。家賃3カ月を滞納すれば、当然6カ月分を請求するという意味合いのことでいいんですか。それと、当然、こういう方については駐車料金とか、水道料とか、料のことも含めて、滞納が多分出てくるんじゃないかと思いますが、この中では、料については一切言わないんですね。だから、その辺のことも含めて、当然、多重にそういう支払いを怠る人が当然家賃も滞納するわけですから、そういうことも、もう少し踏み込んだ条文をつくったほうがいいんじゃないかと思います。

以上について、何かお答えがあれば、お願いします。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 今、言われたことをもう少し規則等で検討できればしていきたいと。また、入居者に対しましては、入居前に、公募する時期に入居者申し込みがあった方にそういうお話をしながらしていきたいと思います。

以上です。

○議長（生野 征平君） これで質疑……。

○議員（14番 太田 正美君） もう1回。

○議長（生野 征平君） もう3回。

○議員（14番 太田 正美君） 2回やろ。

○議長（生野 征平君） 2回かな。はい、太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 他の市営住宅、今、うちが持ってる市営住宅の入居募集をしているのは同じような募集の方法ですか。1回限り。いわゆる空室ができた場合に、その都度、入居を申し込みをしてるんですか。それとも私が最初質問したように、年1回入居の申し込みをして、入居補欠者を決定して、随時あいてるときに、その人に連絡して入居させてるのか。その辺の確認を少しお願いします。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） お答えをいたします。

今、公募をしている住宅は挟間の特定公共賃貸住宅のみとなっております。あとの住宅は随時入居になっております。

以上です。（「いや、募集、募集。随時募集」と呼ぶ者あり）他の市営住宅は随時、入居申し込みがあつて順番性で行っております。（「いや、補欠者があるでしょう」と呼ぶ者あり）補欠者はないです。公募するものに対して補欠者を決めます。だから、他の住宅については順番であきがあれば入れるということまでしております。（「いつでも入れる」と呼ぶ者あり）あけばですけど、なかなかあかないので、はい。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（生野 征平君） 太田議員、いいですか。

○議員（14番 太田 正美君） ちょっと、詳しいところは別で。

○議長（生野 征平君） また、本人に後でしっかり聞いてください。

これで質疑を終わります。

日程第10. 議案第73号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第10、議案第73号由布市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

1番、鷲野弘一君。

○議員（1番 鷲野 弘一君） この中で薬剤師とありますけども、小学校で薬剤師がどんな仕事をするのか、ちょっと、簡単なような質問で申しわけございませんが、お教えてください。

○議長（生野 征平君） 学校教育課長。

○学校教育課長（江藤 実子君） 学校教育課長です。お答えいたします。

薬剤師のお仕事ですが、ここで示している学校薬剤師は、学校保健安全法第23条に設置が定められております。その職務は学校の環境衛生について検査をしたり、児童生徒の快適な学校環境をつくるための指導・助言を行うようになっております。（「これ担当は学校教育課」と呼ぶ者あり）（「いや、これ総務やろ」と呼ぶ者あり）中身だったので、こちらのほうでお答えするようにいたしました。

○議長（生野 征平君） いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

日程第11. 議案第74号

日程第12. 議案第75号

日程第13. 議案第76号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第11、議案第74号由布市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてから日程第13、議案第76号由布市税条例の一部改正についてまで、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時15分です。

午後1時59分休憩

.....
午後2時12分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

日程第14. 議案第77号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第14、議案第77号由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。7番、高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） 済みません。制度全体についての質疑を提出しておりますので、総務のほうでお答えをいただければと思いますが、まず手続の詳細についてを詳しくお伺いできればと思います。

それと、選定協議の状況及びまた意見報告書ついておりますけども、また細かい指摘等があれば、その点もお教えいただければと思います。

以上、お願いいたします。

○議長（生野 征平君） 総務課長。

○総務課長（麻生 正義君） 総務課長です。それではお答えいたします。

公の施設の指定管理者の手続についてでございますが、指定管理者選定委員会を担当してまゝ総務課のほうから、選定協議の状況について御説明をいたします。

2回の選定委員会を開きまして、第1回の選定委員会では、指定管理期間が本年度で終了する4施設につきまして、各施設の指定管理者の募集方法と募集要領、仕様書の内容について審議をいたしております。

第2回の指定管理者選定委員会では、各団体から提出されました指定申請書の内容、管理の状況について申請者から説明を受け、質疑応答を行いました。その内容を踏まえまして、申請者が施設の指定管理者として、ふさわしいかどうか、点数の評価を行っております。その際の意見でございますが、由布市ゆふの丘プラザにつきましては、各種研修の充実として、個人でも参加できるようなカリキュラム、一般の子どもたちが参加できる実施事業の充実について、委員よりお願いの申し入れがありました。（「聞こえません」と呼ぶ者あり）済みません。由布市道の駅では、申請団体の従事者について、市内、市外の構成比、それからトイレ管理についての現状と今後の改修見込み等について御質問がありました。由布市下湯平共同温泉につきましては、施設利用者の拡大について、看板の設置についての助言、施設の修繕箇所についての質疑がありました。

次に、手続について御説明申し上げます。

今回の指定管理者の手続は、指定管理の関係条例や各施設の設置条例等に基づいて行いました。施設の管理については、設置目的に従い担当課が行っておりますが、申請書の取り扱いなどについて、今後検討・整理をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） ありがとうございます。一つ、気になるといいますか、公募と任意ということが混在してますね。この施設は公募にするんだ。この施設は任意指定にするのだという、そこの事前のですね、例えば、公有財産管理委員会等がございますね。そういったところで、やはり、しっかり協議をされて、公募にしようとか。いや、もう、これは直営にしたほうがいいんじゃないかとかいう検討がなされるのか、どうかですね。その後、選定委員会はあくまでも市長に意見具申をする場であって、そこがもう決定機関ではないわけですよね。条例上見るとですね。選定委員会の報告を受けて、その後、どのような形で協議をされるのか。その辺のプロセスをちょっとお聞きしたかったなということがあります。

それと、以前、一般質問で、指定管理に出している施設は公の施設でありますので、その施設がどういった管理運営状況にあるのか。モニタリングの制度も取り入れたらどうですかということも御提案申し上げたこともあります。それができなければ、決算のときにでも、事業報告書

なり、議会に提出をさせて、どういう管理運営状況になっているんだというのを年間評価できるような仕組みをつくったらいかがですかということをお伺いしたんですね。今回も膨大な資料があるんですが、今後の計画ばかり書かれて、今まで、どういった、偶然にも継続して指定管理をなされる団体ばかりですので、最低でも直近の事業報告書を一緒に添付するとかですね、管理運営状況の妥当性が判断できるような資料をつけるべきではないかな。それが議会に対する姿勢であってほしいなというふうに感じたんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（生野 征平君） 総務課長。

○総務課長（麻生 正義君） 指定管理の施設の募集であります、公募によらないものの施設の判断でございますが、それぞれの施設によって、施設の管理状況によりまして、そういった判断をして、決裁をして、それから指定管理のほうの選定委員会のほうに提出をさせております。

それから、事業のほうの、経営のほうの内容でございますが、そういったものにつきましては、一つの目安として、所見書というものをそれぞれ提出させております。それを見て選定委員会のほうで判断をしていただくというふうにしております。

以上でございます。——済みません。もう一つ、事業報告等については、今後また議会のほうにも提出をするよう検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第15、議案第78号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第15、議案第78号由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 道の駅ゆふいんの指定管理についてなんですが、二、三お伺いします。

公募によらずに、今までの指定管理者そのまま指定管理させようということなんですが、仕様書があります。仕様書に、指定管理者、こういうことしなさいって、幾つか書かれてるんですけども、そういう仕様書に書かれている事項について、今の同僚議員の質問ともかぶるんですけど、どういうふうに今まで評価をして、また、例えば、監視とか、指導みたいなことをしてきたのかどうか。具体的に言うと、例えば、仕様書の7ページには、地域の情報発信業務をしなさいとか、それから次のページで、事業評価業務をして、利用者からアンケート調査を行って、満足度調査をして、それを報告しなさいなんて書いてあるんですね。ちょっと、よく読むと、利用者からの苦情なんかも入ってたって、アンケートに書かれてたっていうんで、アンケート調査してるようなんですけども、こういうことに対して、市はどういうふうに運営について指導とか、監視とか

をしているのか。全くしていないのか、そこら辺をお聞かせください。

それから、あと1点、20ページの申請書の20ページで、今後指定管理を受けるとしたら、20ページの一番下のところですね。特記すべき事項があれば記入してくださいという欄のところに、駐車場が日曜、祭日はいっぱいになるから、駐車場を多くしてほしいということと、トイレが少なく、汚いなどの苦情が多く来ますと。それで、今、和式ばかりなんだけども、洋式に変えていきたいなんていうふうに書いてます。これ駐車場ふやしたりとか、あるいは、トイレを洋式に変えていきたいなんていうのは、これ大規模な施設改善に当たるんじゃないかと思うんですが、もし、これトイレを和式から洋式に変えたとしたら、これ市が負担して変えなきゃいけないのか、どうか、そこら辺を確認させてください。

○議長（生野 征平君） 湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（佐藤 眞二君） 湯布院地域振興課長です。お答えいたします。

まず、1点目ですけれども、先ほども業務仕様書等々の中に基本方針に基づいて、特に利用者が快適に、施設がですね、利用できることを主眼として、前に出ております業務報告書、そういうものに類似まして対処してございます。

2点目ですけれども、苦情等について、特に市への苦情があります。その苦情については、苦情者の記録をとりまして、地域振興課なりで情報共有の回覧を行って、速やかに、道の駅ゆふいんの社長、並びにあと1名、要するに複数名に対して、面談調整を行い対処してございます。

それから3点目でございますが、今回、ここに記載されているトイレに伴うところの負担については、市のほうで負担を行うという予定はございません。このトイレ改修箇所は、国土交通省さんの施設管理区分であります。現在、昨年12月6日に道の駅のほうから要望が出まして、市長名にて、国土交通省さんのほうに改修要望をしてございますが、現在未着手であります。今回の記載においては、来年の4月以降に新たに指定管理者として指定されたとするならば、利用者の利便性に配慮し、トイレ改修を実施したいとの申し出でございますので、今後については、財産管理者である国土交通省さんと調整をしながら対処したいと思っております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 地元の人もよく知ってるんで、余り言いたくはないんですけど、道の駅に関しての苦情を結構よく聞くんですよ。観光客からの苦情だけじゃなくて、地域の中からも苦情を聞くんです。お客さんからの苦情内容についてだけ指導するというよりも、こういう公益施設を管理させている側として、どういう管理をなさいたいということをもうちよっと積極的にすべきじゃないかと思うんですが、そもそも、そもそも論にもかかわりますけど、これ、ほかの公共施設を指定管理をしているのと、ちょっと道の駅は現状が違って、設置目的はあくまで

も公共目的の施設ですから、地域の情報発信とか、にぎわい創出とか、設置目的に書いてますけど、実態としては、これもう利益を生んでいる営業目的の利益施設になっちゃってるわけですよ。あそこで営業して、随分会社がもうけを出したりしているわけで、その公共的な目的の施設としての運用からは、随分離れてるんじゃないかと思われるんです。そういう意味では、営業するなどは言わないんですけど、もし、営業を認めるのであれば、指定管理という制度に乗せるのがふさわしいのかどうか。根本から考え直す必要があるんじゃないかと思うんですよね。利益を生むような営業施設だったら、例えば、市が賃貸借契約を結んで、そこで家賃をとって、それで営業していいですよというようなことをするとかってあるんで、指定管理の制度の本来の目的と実態の管理させている状況が随分違うんじゃないかなと思うので、そこら辺市の姿勢がちょっと問われるんじゃないかなと思います。それは私の意見なんですけど、そういうことを含めて、抜本的に考え直してほしいなということの一つ申し上げておきたいのと、あと、先ほどの同僚議員もありましたけど、そういう今までの実績だとか、報告書とかが上がってきてるのであれば、それをぜひ議会のほうにも、どういう評価をしてきたのか、それから、どういう指導をしたのか、それによって、どっかがどう改善されたのかがわかるようなものも提出してもらいたいと思います。

あと、トイレの改修、これ、もしやるとしたら、国がやるんだというのはわかりましたが、申請書をちょっとよく見ると、修繕費に随分予算を大きく組んでるんですね。例えば、23年度の決算を見ると、修繕費50万円ぐらいしか使ってなかったんですけど、来年度以降、指定管理を受けるとしたら、毎年300万円から400万円、総額で一千四、五百万円ぐらい修繕費わざわざ膨らませて組んでるので、これはトイレを自費か何かで改修しようとしてるのかななんて思ったんですけども、そこら辺のことはどうなってるんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（佐藤 眞二君） 湯布院地域振興課長です。お答えいたします。

トイレについては、先ほど申しましたように、昨年市長名にてお願いしますという要望をお出ししているところなんですけど、なかなか国のほうもということがありますから、道の駅とすれば、利用者さんに、特にそういうところに配慮したいという意思のあらわれで、事前協議のときに、国がもしできないということであれば、財産管理の部分はあるんだけど、やりたいという意思表示をさせていただきますということで、今回記載されているものでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第16．議案第79号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第16、議案第79号由布市下湯平共同温泉の指定管理者の指定については、質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

日程第17. 議案第80号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第17、議案第80号由布市自然体験学習施設「由布市ゆふの丘プラザ」の指定管理者の指定についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） このゆふの丘プラザの指定管理者が以前、隣接、道向かいになりますけれども、温泉掘削を行いまして、かなり問題になりました。その後の鉱泉権のあり方や温泉の利用の状態などについて、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（生野 征平君） 社会教育課長。

○社会教育課長（加藤 勝美君） 社会教育課長です。お答えいたします。

ゆふの丘プラザの温泉の件でございますが、指定管理者であります学校法人別府大学が利用者の満足度を高めるために、平成19年度に温泉掘削をいたしました。これに基づき、由布市と別府大学において温泉利用に関する協定書を締結いたしており、鉱泉権については掘削をいたしました別府大学が所有いたしておりますが、鉱泉地の場所が市有地であるため、別府大学より行政財産使用許可申請が提出されており、使用料は免除となっております。現在もゆふの丘プラザでは温泉を利用、そして広くPRし、利用促進に大きな効果を上げております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） この経緯については、今、課長おっしゃったこと以外に、最初から了解をとる。あるいは協議をするという正常なプロセスを踏まずして、入ったという経緯がございます。それだけでもお互いの信頼関係を損なうということにつながるんですけども、先程来、この指定管理者のことにつきまして、るる質疑出ている中で、本当に共通しているのは、私もでございます。指定管理者が固定化することで発生する管理の緩みとか、ほかの業者、出入り業者との癒着とは言いませんけども、なれ合い状況とかいうことは、本当に事前にそういうものを避けるためにも、長期にわたる指定管理の継続というのは、これはもう一考を要するんじゃないかと思います。この件に関しましても、確か、温泉掘削の前に、指定管理最初に受けるときに、別府大学の意向として、食物醸造科を新設するんだということで、その際には、ぜひ、このゆふの丘プラザを譲り受けて、キャンパスとして利用したいとか、こちらが喉から手が出るほど欲しがっている教育文教施設の短大なり、大学なりができるんだなというふうな夢を持たせてはくれたんですが、いざ、指定管理受けてしまうと、もうなしのつぶてで、食物醸造科は別府のほ

うにでき上がってしまってるわけです。それは文言か、協定書なりを制作しておりませんから、結んでおりませんから、何を言ってもつまらないと言えば、つまらないんですけど、ある意味、私個人にとっても、そんな管理者の性格なのかというふうなことは感じました。これをもとにしてもわかりますように、ほか物件にしても、そういう事態が発生しかねないことだけは言えると思いますので、この時期、執行部では十分に、その危惧を払拭できるような方策を緊急に開いて、会合でも開いて、今後のこの制度自体どうするかということをごぜひとも御検討願いたいと思います。答弁は要りません。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第18. 議案第81号

日程第19. 議案第82号

日程第20. 議案第83号

日程第21. 議案第84号

日程第22. 議案第85号

日程第23. 議案第86号

日程第24. 議案第87号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第18、議案第81号市道路線（亀山1号線）の認定についてから日程第24、議案第87号市道路線（高速側道3号線）の認定についてまで、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第25. 議案第88号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第25、議案第88号平成24年度由布市一般会計補正予算（第5号）を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので順次発言を許しますが、最初に歳入全般、次に歳出の款別に通告順に行います。

それでは最初に、歳入全般について質疑を行います。まず6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 歳入の中で、歳出で聞いてもいいんですけど、歳入で行くと、9ページですね。国庫補助金の特定防衛施設周辺事業補助金3,180万円、湯布院地域振興局についています。今回この財源を3事業に振り分けられています。歳出で行くと、41ページ、43ページ、47ページで、3つの事業に振り分けていますが、ちょっと基本的なことなんですけど、毎年つく、この特定防衛施設周辺整備補助金の充当先事業というのはどうやって決めてるのかということですよ。いっつも、この12月議会ごろに補正で上がってくるんですけども、

額が内定したら、それから事業を探してつけてるのか。もともと当初から防衛事業でやろうという事業計画がちゃんとあって、優先順位がついて、いよいよお金がおりてきたから、そのリスト乗ってやっているのか。どうやって、この防衛事業を毎年毎年選んでいるのか、そこら辺を教えてください。

○議長（生野 征平君） 防衛施設対策室長。

○防衛施設対策室長（佐藤 眞二君） 防衛対策室長です。お答えいたします。

今回の歳入3,180万円、3事業に伴う防衛交付金事業の提案をさせていただいたものでありますが、その提案事業に伴う計画書についてですが、平成17年3月24日事務組織再編ヒアリング、要するに防衛分科会というのが合併のときにございました。そのときから、旧町時代の総合計画等により計画を策定されておりました未着の事業を本市の施策に沿って実施させていただいております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） ということは、その平成17年度から事業のリストがあるわけですか。防衛事業でやろうとしているリストが上がっているわけですか。事業リストみたいなのが。

○議長（生野 征平君） 防衛施設対策室長。

○防衛施設対策室長（佐藤 眞二君） 防衛施設対策室長です。お答えいたします。

はい、そのとおりでございます。以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） そういうふうに計画的にちゃんと順番づけて、防衛予算を財源に何の事業をやっていくかというのが最初からわかってるんだったら、それちょっと最初に示してほしいんですね。でも、このお答え、今の課長が初めてで、私、毎年聞いてるんですけど、今までの担当者は、ついてから、その年にやらなきゃいけない事業から選んでますみたいな、その年、その年で、毎回毎回事業を考えてるというお答えだったので、ちょっと違ってたなと思うんですが、何が言いたいかという、もちろん防衛予算を使える事業は計画的にやってほしいんですけど、何をどういう順番で財源つけてるのが見えない。もし、リストがあるんだったら、リストを見せてほしい。

それから、もう一つ、これは財政課なのかわからないですけど、そういうリストがあって、計画的に、今年度の防衛予算事業では、これとこれとこれをやろう。来年はこれとこれとこれをやろうというのがあるんだったら、例えば、当初予算に上げといて、後で財源がついてから財源更正もできるんじゃないかと思うんですが、そういうことができるのかどうか、教えてください。

○議長（生野 征平君） 防衛施設対策室長。

○防衛施設対策室長（佐藤 眞二君） 防衛施設対策室長です。お答えいたします。

この旧町時代の策定されております計画書については、年度計画等々に基づくものではないです。事業策定ということで、事業のこういうものということの一覧表でございますので、年度別の、ことしはこれというようなことの年度計画書ではございません。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、13番、瀧野けさ子さん。

○議員（13番 瀧野けさ子君） 11ページ、11ページの民生費県補助金21万8,000円減で、これは23ページの高齢者福祉費の中に連動していきますが、老人クラブの方には、地域においては、ひとり暮らしの見守りや通学路の子どもが帰るときの見守り等もしていただいていると思うんですが、これマイナスということは、何か事業がなされてなかったということでしょうか。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 福祉対策課長です。お答えをいたします。

御質問の高齢者福祉の補助金につきましては、老人クラブ連合会、単位クラブの活動費に対する助成の関係になります。この事業は、国の老人クラブ活動等事業実施要項に基づき行われているものですが、事業内容としましては、老人クラブ連合会及び単位老人クラブが行う社会奉仕活動、健康増進事業に対して、その経費の一部をクラブ数、それから会員数等が算定されます交付基準があります。それにより助成をするものであります。今回、その補助金額の内示がありましたので、当初、協議額を当初予算に計上しておりましたので、その差額を補正予算額として計上したものであります。事業の減ということではなくって、国の補助金の額が県全体の額として内示をされます。そして、県がその枠内で市町村補助額を調整しますので、市としては、老人クラブの活動費の一部補助金額の補正ということになります。

以上です。

○議長（生野 征平君） 瀧野けさ子さん。

○議員（13番 瀧野けさ子君） 老人クラブ連合会活動促進事業補助金と単位老人クラブ補助金、似てるんですけども、これは2つの名目で、一老人会に補助金を出すというような形ですか。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） お答えをいたします。

連合会補助金につきましては、市で一つですので基準額が決まっております。それに対して、国の内示が来、県が調整しますので、県の調整によって若干の増減がございます。単位クラブにつきましては、現在88クラブが対象になっておりますが、その一つ一つに、先ほど言いましたように、会員数に応じた算定になっておりますので、それも県の枠内で調整をされますので、今

回の補正額ということになっております。

以上です。

○議長（生野 征平君） これで歳入についての質疑を終わります。

次に、歳出について、款別に質疑を行います。

まず、3款民生費について、13番、淵野けさ子さん。

○議員（13番 淵野けさ子君） 29ページ、3款負・補・交の255万5,000円ですが、多分これはDV関係ではないかなというふうに心配をしておりますが、県下もそうなんです、一般的に増加の傾向にあるとお聞きしていますが、由布市においても、現状はそうであるということでしょうか。

○議長（生野 征平君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小野 啓典君） 子育て支援課長です。お答えいたします。

議員さんのお見込みのとおりでございまして、親子が関係しますDVにつきましては、子育て支援課が担当しておりますが、大分県の配偶者暴力相談センターにおける相談件数は、平成23年度で664件と前年度より79件増加している状況でございます。

由布市におきましては、昨年と比べて、数は余り多くないんですけども、若干増加傾向にもあります。DVの中には身体的暴力だけでなく、いろいろな種類がありますので、現状では、相談や通報があったものはそのうちの一部だと思います。実際には、まだまだ多いのではないかと考えられます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 淵野けさ子さん。

○議員（13番 淵野けさ子君） 主に幼稚園だとか、学校だとか、そういう地域の中から相談がいただいて、そして、それに対応したということでしょうか。それとも、見るに見かねてというか、それか、本人が申請したということもあるのでしょうか。DVの中には、やはり、育児放棄とか、ネグレクトとか、いろいろありますので、大体どういう傾向というか、があるんでしょう。

○議長（生野 征平君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小野 啓典君） 子育て支援課長です。お答えいたします。

大体加害者といいますか、一番多い年代といたしましては、30代が一番多ございます。一番多いケースといたしましては、やはり、暴力とか、酒飲んで、酒乱が多ございます。そういうような傾向でございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、4款衛生費について、13番、淵野けさ子さん。

○議員（13番 淵野けさ子君） 33ページの4款健康づくり推進事業の85万円ですが、健康

立市宣言大会の内容というふうにお聞きしましたが、どういう規模、規模ですね、収容人員とか、内容などを具体的に教えていただけたらと思います。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） 健康増進課長です。お答えいたします。

健康立市宣言大会につきましては、来年の3月24日の日曜日に予定をいたしております。はさま未来館を主会場として実施する予定でございますが、午前中に式典、それから記念講演を予定いたしております。記念講演につきましては、健康体力づくり事業財団理事長下光輝一医学博士をお招きする予定でございます。午後には、各種健康教室の発表、体験や健康相談の開催、超音波骨密度測定装置などの健康教育機材を使った測定、それから市内園児等によるアトラクションなどを計画いたしております。また、湯布院地域におきましては、湯布院厚生年金病院、それから健康温泉館におきます水中運動の無料体験、それから庄内地域ではウォーキング大会などを現在計画いたしております。参加規模につきましては、今後関係課と協議いたしまして、多くの市民の方に御参加いただけるよう検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 瀏野けさ子さん。

○議員（13番 瀏野けさ子君） 今、年金病院と温泉館等のお話いただいたんですが、これは同時進行、同日進行ですか。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） お答えいたします。そのとおりでございます。

○議長（生野 征平君） 次に、9款消防費について、1番、鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） 今回、予算ついております、ページ数は43ページですね。今回、この予算についております場所の設定について、どのように設定をされたのか。ここに本決定になっているのか。また、この場所は、先日聞いたときは久大石油の前あたりというふうに、医大通りの久大石油前というふうに聞いておりますけども、朝夕の渋滞の一番ひどい場所でもあります。こういう場所にどのようにして設定をしたのか、その内容についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（生野 征平君） 消防長。

○消防長（大久保一彦君） お答えいたします。

消防力の整備指針というのがございまして、署所はある程度人口の集中した地域に設置することが適当であり、消防行政に対する費用対効果等も考え、市街地へ設置することとすると改刷をされております。今回の消防庁舎の建設場所については、消防本部庁舎等建設検討委員会の報告を受けまして、従来どおりの1署2出張所体制といたしまして、市民サービスの低下を招かない

よう本部本署は現在地を基本といたしまして、210号線沿いに6カ所の候補地を専門部会で検討いたしました。本部本署は由布市全域を統括して、挾間町を管轄区域としまして、電波通信状態等も勘案しまして、市街地、いわゆる密集地に建設を計画地として選定をいたしました。どの候補地も渋滞が懸念される場所ではありますが、早急に県道関係機関に道路拡幅や大分南署への緊急乗車出入り口の駐停車禁止区域のスペース等の確保などをお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（生野 征平君） 鷲野弘一君。

○議員（1番 鷲野 弘一君） 現状の消防署におきまして、私は一般質問の席でも、雨、霧の際には、もう高速道路通行どめになり、いつでも渋滞がつながっておると言うたときに、消防長が言われた言葉は、右側を確認して運行していきますというふうな、一秒、一分一秒を争う緊急体制のあなた方から、そういうふうな答弁をもらったという記憶がございます。今回、発車する地点、つくる地点において、もう、いつも渋滞が起こるような場所ですよ。そういうときに、どうして出て行くのかという、まず一つの考え方。それと、今言われました、ある程度の人口があり、費用対効果があると。それでまた密集地というふうに言われましたけれども、私は現在の湯布院においても、湯布院の人口は、ただ、あなた方が考えているような人口だけではなく、来るお客様の数を全部入れたときに、どういう効果があるのか、どういう人数がおるかちゅう、その辺まで考えられて、今回の場所設定をされたのかどうか。もう一度、お尋ねします。

○議長（生野 征平君） 消防長。

○消防長（大久保一彦君） 湯布院出張所につきましては、現在地を基本といたしまして、建てかえを計画いたしております。高速道路の関係もありますし、湯布院出張所については昼間人口も多くなります。観光客も多いです。だから、救急自動車の出動回数も多ございます。その関係で、現在位置に新たに設置をし、建設が終わり次第に旧庁舎を取り壊すと。高速道路については、隣町、近接の消防本部との連携もございまして、湯布院からインターに乗りまして、塚原方面等には、高速道路上の災害については緊急自動車の出入りはできます。別府方面からについては、別府の消防署が応援に出動いたします。そういうようになっておりますので、湯布院についても、心配は、今までどおりの市民サービスができるものと思っております。

○議長（生野 征平君） 鷲野弘一君。

○議員（1番 鷲野 弘一君） 人口の面でも考えて、本署をもう挾間に置くというふうな頭だけの答弁しかいただいておりませんが、まだ、人口面なんか考えたときに湯布院も一つの候補ではないかというふうに思っておりますし、また、その中心であります庄内も一つの候補ではないかというふうに考えております。これは所管のほうにちょっとお願いして、答弁、もう一度、意見を聞かれまして、もう一度調査結果を聞きたいと思っておりますので、所管のほうよろしくお願

たします。もう、あと答弁はよろしいです。

○議長（生野 征平君） 次に、10款教育費について、13番、渕野けさ子さん。

○議員（13番 渕野けさ子君） 45ページをお開きください。10款6項2目15節工事請負費288万7,000円。未来館と聞いておりますが、詳しく具体的に教えていただきたいと思っております。

○議長（生野 征平君） 社会教育課長。

○社会教育課長（加藤 勝美君） 社会教育課長です。お答えいたします。

挟間公民館費の工事費288万7,000円の内容でございますが、はさま未来館の駐車場の危険防止のため、挟間庁舎側、川側の駐車スペース沿いに高さ1.2メートル、長さ53メートルのフェンスの設置と数台分の正規の駐車場の整備を行う費用でございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 渕野けさ子さん。

○議員（13番 渕野けさ子君） 今、黄色いテープが張っている所でしょうか。そこを、フェンスを1.2メートル、それから数台分、あれは側石といいますか、縁石といいますか、あれはとって、きちんとフラットにした状態で駐車場何台分か設けられるようにされるのでしょうか。

○議長（生野 征平君） 社会教育課長。

○社会教育課長（加藤 勝美君） はい。今、議員がおっしゃられましたとおりでございます。挟間駐車場の一番広い部分を整備いたしまして、今、黄色の綱が張っておりますが、この垣根沿いにフェンスを張ります。そして正規の白線を引いた駐車場、広い所でございますので、数台分の駐車場ができますので、その工事を今回いたします。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 渕野けさ子さん。

○議員（13番 渕野けさ子君） 1.2メートルって、そんな長くないと思うんですけど、そのくらいでいいんでしょうかね。高さか。高さが1.2メートルで、53メートル、（発言する者あり）53メートル。はい、わかりました。いつごろでき上がる予定でしょうか。

○議長（生野 征平君） 社会教育課長。

○社会教育課長（加藤 勝美君） 今回の議会終了いたしまして、早急に予算がつき次第に工事を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） これで議案第88号についての質疑を終わります。

日程第26．議案第89号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第26、議案第89号平成24年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 9ページ開いてください。前の、ここの運協の委員長のほうから、補正予算は議会に出すのと同じような出してくれち、お願いしとったみたいなんですけども、いまだに従来のやり方で、運協では金額だけしか出らんで、中身がわからなかったんですけども。9ページの一般管理費で委託料第三者行為求償事務を上げてます。48万7,000円ね。求償事務を上げる場合は、普通雑入で、その収入を上げるのが普通なんですよね。なぜ、これだけ上げて収入は見込まなかったのかちゅうのがちょっと疑問なんですけども、どうしてでしょうか。

○議長（生野 征平君） 保険課長。

○保険課長（田中 稔哉君） 保険課長です。お答えいたします。

議員が御質問の収入の意味は、第三者が負担すべき費用を国保で一旦負担した保険給付分についての収入と思われまます。第三者からの費用の徴収及び収納の事務は、現在国民健康保険法第64条3項及び同法第45条第5項の規定によりまして、国保連合会において行っておりますが、現時点での損害賠償の金額が確定しておらず、また、求償事務につきましても継続してまいりましたことから、3月議会に補正予算の計上を予定しておるところでございます。そういうことで、よろしくお願ひいたします。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） その請求書を出したちゅうことは、保証金額が確定してるからね。請求書出すんですよ。そんなわけわからん話したって、通る話じゃないんでね。それで、どのくらいを収入で見込めるかちゅうのはありますよね。多分全額で、当初予算だって、75%しか見込んでないんですから。それがあっても、金が入らないと予算に組まないなんちゅうのじゃ、おかしいんじゃないですかって言いよるわけ。それは別に構わんよちゅう開き直りかな。今のは。

○議長（生野 征平君） 保険課長。

○保険課長（田中 稔哉君） お答えいたします。

確かに議員がおっしゃる求償事務の委託料につきましては、おおよそ5%部分が委託料として計上させていただくという内容になっております。しかも、この歳入につきましては、一般会計から繰り入れをお願いするという手続になっておりますが、実質先ほど申し上げましたように、賠償金の額が最終的に確定いたしませんと、国保連合会からの通知、負担金の請求等がございませぬ。そういうことで、現時点では、この求償事務の委託料のみしか計上を控えさせてもらった

ということでございます。御理解よろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第27. 議案第90号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第27、議案第90号平成24年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 前回聞きそびれたんかもしれんけども、県の財政安定化基金交付金というのが前回、今回あったんですけど、前回起債でね、安定化基金貸付金というのが出ました。それと直接関係あるかどうか非常に気になるんですけども、実は国保のほうで、来年度から安定化事業として、1円から、国保料にかかわるものを全部、来年度やなかった、27年か、28年か、どっか先からやるということを知って。この安定化ちゅう表現があると、どうも安定を脅かされるような感じがして、不安でなんのんですけどね。前回出た、この起債の安定化基金貸付金と今回の安定化基金交付金と直接関係あるんか、どうか。聞きそびれとったらごめんなさい。説明していただきたいんですが。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） 健康増進課長です。お答えをいたします。

市町村が通常の努力をもっても、なお生じる保険料未納や予想を上回る給付費の伸びによる財政不足について都道府県に設置された財政安定化基金が資金の交付、貸し付けを行うものでございます。交付金につきましては、事業計画期間、これは3カ年でございますが、その計画期間の最終年度に交付されるものでございまして、保険者が通常の努力をもっても、なお保険料の収納率が悪化し、保険料収納に不足が生じた場合に交付されるものでございます。それから貸付金につきましては、年度を単位といたしまして、保険料収納率の低下と給付費の増加による財政不足について貸し付けが行われるものでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） じゃあ、直接関係はないちゅうことですか。（「直接の関係はないです。基金がですね」と呼ぶ者あり）

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） 済みません。お答えをいたします。

あくまで交付金と貸付金という捉え方でございますので、安定化基金が行う事業の一つずつというふうな捉え方をしていただければよろしいかと思っております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第28. 議案第91号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第28、議案第91号平成24年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 書いているんで、わかるんで、改めて、ここで言う必要ないんで、取り下げます。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第29. 議案第92号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第29、議案第92号平成24年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 補正予算書6ページですが、収益的支出の中の1目委託料で、浄水場汚泥処理委託料が165万9,000円増額補正となっておりますが、増額の理由を教えてください。

○議長（生野 征平君） 水道課長。

○水道課長（秋吉 一郎君） 水道課長です。お答えいたします。

この予算の増額については、当初で、47トンで12カ月ということで、564平米汚泥処理をするということで計画しておりましたけど、ことしは5月からずっと雨が多くて、雨と施設内の汚泥の処理の清掃のときに、汚泥の量が106トン、9月末現在で106トンという数字が出てきております。そのために今回の補正をしたわけでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） こういう処理委託料というのは、実績に応じた委託料になるんですか。当初の契約で何トンまでというのを超した場合には、別にまたやるということですか。処理量がどのぐらいであっても、最初に年間で、1年間委託料が決定されるんじゃないんですか。

○議長（生野 征平君） 水道課長。

○水道課長（秋吉 一郎君） 水道課長です。お答えいたします。

この処理料の委託については、1トン当たり幾らで業者と契約しております。今まではこうい

うことなかったんですけど、ことしは特に、先ほど言ったように雨が多くて、こういうことで補正をしなければならなかったという状況でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 8ページを開いてください。工事負担金に対して、資金的収入で、それをそれぞれ市道下黒野喜多里線水道管移設、県道龍原挾間線水道管移設で、それぞれいただくようになってるんですけども、どこからいただくんでしょうか。市道なのに、市からの、一般会計からの出がないようにあるんやけど。どういうふうになってるんですかね。

○議長（生野 征平君） 水道課長。

○水道課長（秋吉 一郎君） 水道課長です。お答えいたします。

市道の分については、市の建設課、一般会計の40ページの中で、国土交通省の補助事業の中でいただいております。

以上です。（「県は県な」と呼ぶ者あり）

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

それでは、承認第5号の承認1件、議案第69号から議案第92号までの議案24件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。各委員会での慎重審査をお願いいたします。

○議長（生野 征平君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、12月18日午前10時より委員長報告、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午後3時04分散会
